

平成 28 年 第 4 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 28 年第 4 回東彼杵町議会定例会は、平成 28 年 12 月 14 日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	口木 俊二 君	2 番	吉永 秀俊 君
3 番	岡田伊一郎 君	4 番	前田 修一 君
5 番	橋村 孝彦 君	6 番	立山 裕次 君
7 番	浪瀬 真吾 君	8 番	森 敏則 君
9 番	大石 俊郎 君	10 番	堀 進一郎 君
11 番	後城 一雄 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	渡邊 悟 君	教 育 長	加瀬川哲文 君
副 町 長	(不 在)	建 設 課 長	岡木 徳人 君
総 務 課 長	森 隆志 君	健康ほけん課長	西坂 孝良 君
農林水産課長	岡田 半二郎 君	健康ほけん課次長	構 浩光 君
農 委 局 長	(岡田 半二郎 君)	町 民 課 長	深草 孝俊 君
水 道 課 長	山口 大二郎 君	財政管財課長	三根 貞彦 君
教 育 次 長	峯 広美 君	まちづくり課長	高月淳一郎 君
会 計 課 長	下野 慶計 君	税 務 課 長	松山 昭 君

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記	福田 正子 君
--------	---------	-----	---------

5 議事日程は次のとおりである。

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 78 号 東彼杵町行政財産使用料条例の制定について
- 日程第 3 議案第 79 号 東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 80 号 特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 81 号 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 82 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 83 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 84 号 東彼杵町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 85 号 東彼杵町龍頭泉いこいの広場の指定管理者の指定について
- 日程第 10 議案第 86 号 平成 28 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 11 議案第 87 号 平成 28 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第

1号)

日程第 12 議案第 88 号 平成 28 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 13 議案第 89 号 平成 28 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 14 議案第 90 号 平成 28 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 15 議案第 91 号 平成 28 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 16 発議第 3 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

6 閉 会

開 会（午前 9 時 28 分）

○議長（後城一雄君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は 11 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。これから議事に入ります。その前に昨日の立山議員の一般質問に対しての解答をしたいということでございますので、許可をいたしておりますので、まずそれから始めます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

農林水産課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（岡田半二郎君）

昨日の立山議員の猟友会にはどんな人でも入れるのかというご質問に対してでございますが、確認をいたしまして、町の猟友会、千綿、彼杵でございますが、それぞれ会則がございまして、県の会則に準じて対応しているということでございます。県の会則におきましては、狩猟免許を持った方のみを会員としているということでございます。その理由としましては、会費並び保険等ございますので、当然狩猟免許を持った方しかこれまで会員としての入会もあっていないというところで、狩猟免許を持った方のみという形で行っているということでございます。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

それでは昨日に引き続き、一般質問を行います。始めに 1 番議員、口木俊二君の質問を許します。

1 番議員、口木俊二君。

○1 番（口木俊二君）

おはようございます。先に通告していましたが 2 項目の質問を予定しております。

最初に、自然農園食育推進事業について質問をしたいと思います。1 つ目、肥料や農薬を使用しない炭素循環農法で栽培した野菜を活用した地産地消や食育の推進を図り、食を中心とした持続可能で健康的な生活ができる食養生施設、ロハスの郷の整備に平成 26 年度から取り組んでおられますが、11 月 7 日に同僚議員と、12 日には個人で田中代表と話をさせていただきました。補助の金額は少なくないと思われませんが、その成果と費用対効果はどのようになっているのかお尋ねをしたいと思います。

次に、まちづくり支援交付金について質問をいたします。昨日、同僚議員が質問をされましたので同じ質問にならないように、それに関連した質問をしたいと思います。

2点目は、地域自主防災のあり方についてということで質問をしたいと思っております。数年前から全地域に自主防災委員という地区に役名が新たに加わりました。長崎県内で東彼杵町だけは全地域に防災委員がいるということを銘打って立ち上げられましたが、現在ほどのような活動をされているのか。また、今までこの委員会が何回開かれたのかを伺いたしたいと思います。以上で、登壇しての質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それではお答えいたします。1点目の自然農園食育推進事業及びまちづくり支援交付金のあり方ということでございます。費用対効果ですけれども、この事業は炭素循環農法といいますか無農薬で無科学肥料の農作物で生産率効率の低い中間山地でのオーガニックの商品を作って付加価値を高めながら、これを食といたしましてアレルギーの対策ですね、そういう観点で設置をいたしました。これは議会の方にも、その運営等についても説明をいたしました。そして、現在もやっているわけでございます。当初は、ご質問のところは、いろんな補助をして備品相当をしておりますので説明いたしますけれども、本年に入ってから補助というのはやってないんですね。何て言いますかね、そういうアレルギーの患者の方あたりを引き入れて、そして運営をしていこうという方針でございますけれども、なかなか費用対効果というのはあんまり出ておりません。何処でこうするのかということが良く分かりませんが、もっとロハスの郷ということで全国展開をされて、計画では確か25部屋ぐらいあるのを、ほとんどやっつけていけるような、自主運営が出来るような話だったんですけれども、全く今年の運営を見てみますと全く違います。議会に言ったこと説明したことと全く違うところをやっているんじゃないかと思っておりますので、これは早急に撤退したいと考えております。

それから2点目の事業等につきましては、担当の課長の方から説明をさせます。

それから自主防災委員のあり方でございますけれども、これは平成20年ですかね、前町長のときに設置をされたわけでございますけれども、なかなかこういう委員の方を活用するというのは機会がなかったわけですが、24年度から各地域で自治会避難訓練ということでやっております。その避難訓練の中での活動しか、そういう活動の場というのがないわけですが、最低1回は参加はされております。毎年ですね、4年になりますけれども防災の区長会とか自治会長さんに集まってもらって説明会をいたしますので、その中で必ず来てもらってやっております。今後はそういう地震災害等も踏まえながら、そういう方に、もう少し教育、研修と言いますか、情報を提供するようなことにして特化するようなことになればいいかと思っております。中には、半数ぐらいは区長とも兼務という方もいらっしゃると思いますので、そういう区長の方にはそういう情報がいつているかとは思いますが、なかなか情報が上手くいってないのが事実かと思っております。今後とも自主避難訓練を地域で行っていただきまして、その要として頑張ってくださいよう研修等を開催してまいろうと思っております。以上で、登壇での説明を終わります。まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（高月淳一郎君）

まちづくり支援交付金の2点目の方のご質問でございますけれども、ご説明させていただきます。平成27年度に実施しました、まちづくり支援交付金のうちソフト事業14件、ハード事業4件でございましたけれども、議員ご質問の質問内容から勘案しますと、赤木の棚田と自然を守る会、そして菌ちゃんいっぱいふやし隊、ミエルカソノギの代表の方だと想定しております。3団体の代表の方ですけれども、平成27年度にソフト事業3件、ハード事業2件の補助事業を実施されておられます。

まず、ソフト事業の3件について内容を説明いたします。赤木の棚田と自然を守る会の事業内容です。読み上げますけれども、休耕地・荒れ地にある有機資源、草、木、竹などを廃棄処分することなく土に還元して土を豊かにし、作物が育つ環境にまで整える手法を、講師を招いて実践型で指導してもらい、今後の赤木地区の自然維持活動に繋げていくと共に、広く町内に普及される目的で実施をされております。次に、菌ちゃんいっぱいふやし隊ですけれども、土中微生物を生かした土作り野菜作りなどワークショップを開催するために、その活動詳細を説明したWebサイトを作成し公開しておくことで広範囲への周知を促し、ワークショップ参加者の増加に繋がるということで実施をされております。次に、ミエルカソノギですけれども、東彼杵町を外から見た視点で町の魅力や情報を盛り込んだWebサイトを立ち上げることにより、都市住民等多くの人々に効率よく町の情報を届けることで、町の魅力作りに貢献し、交流人口、定住人口の増加に寄与することを目的に実施をされております。

次に、ハード事業の2点について説明をいたします。ハード事業につきましては、赤木の棚田と自然を守る会ですけれども、赤木地区内に点在する休耕地や荒れ地を有機的な手法、草や木を土に還元し土を豊かにするという手法ですけれども、維持活用していくために必要な粉砕機、管理機、チェーンソー等の機械や農具等の購入及び格納施設の改築を実施をされております。次に、菌ちゃんいっぱいふやし隊によるハード事業ですけれども、開墾整地された赤木地区の圃場で微生物を活用した土作りと野菜作り、調理教室などのワークショップを開催するために必要なビニールハウスの購入、厨房設備の購入等を実施されております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

1番議員、口木俊二君。

○1番（口木俊二君）

始めに、今現在ロハスの郷には何世帯入っておられるのか、把握をされているのか伺います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（高月淳一郎君）

現在4世帯11名の方が入居をされておられます。大人7名、子ども4名です。以上です。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木俊二君。

○1 番（口木俊二君）

そしたら平成 26 年度ですかね、設立当初は何世帯で何人おられたのかを伺いたと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（高月淳一郎君）

ご説明いたします。26 年度、転入日でいいますと 26 年度中はございません。27 年の 4 月以降から転入されておられます。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木俊二君。

○1 番（口木俊二君）

何名の方が、大人子ども含めて何名の方が入って来られたのか、当初ですね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（高月淳一郎君）

11 名の方の転入年月を申し上げてよろしいでしょうか。

○——△——

——△——△——

○議長（後城一雄君）

後ほど、この問題はするそうですのでよろしくお願いします。

1 番議員、口木俊二君。

○1 番（口木俊二君）

私は 21 名と聞いておりましたけれども、今現在 4 世帯、子どもを入れて 11 名入居をされておりますけれども、何でこの世帯数が減って出ていかれたのか、そこら辺の理由と言いますかね、ちょっとお伺いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（高月淳一郎君）

当初といいますか、ずっと流れの中でそちらの方に入居をされておられまして、その空き家バンクの方に7名移動されておられます。現在、一旦空き家バンクに住まれて外に今、転出と言いますか、されている方がまた別途1名いらっしゃいます。その理由についてであります、ちょっと把握をしておりません。以上です。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木俊二君。

○1 番（口木俊二君）

そしたら、出て行かれた世帯の方は出て行くと町の方には何の説明もなかったんですかね。どういった理由で何で出ていくのかという理由が分かればちょっと教えてほしいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、当初 26 年がいわゆる施設の改修ですね。補助事業で改修をしました。その後、入居をされかかって途中からだったですかね、まだまだ 27 年度は満足にいかないだろうということで考えておりました。しかし、27 年度の後半ぐらいで1月だったですかね、秋だったですかね、議員の皆様にもどういう方向でいくんだという説明をいたしました。収支が自分たちでやっていけると。全国からもたくさんお出でになるということで、アレルギーの方がお出でになるということで収支が成り立ちますよという説明だったんです。それで鋭意努力はされていたんですけども、いろんな状況があったんでしょうけども、それぞれ具体的な理由は分かりません。家賃はいらなわけですから、本来そこでいいんでしょうけども。例えば、空き家バンクで中岳の方に住まわれて、そこに通ってくるようなアレルギーの患者の方。そして、当初から町内の空き家を借りて、アレルギーの患者の方で子どもさんたちを通所みたいな感じで、そういう運営方法だったんですね。ですから、非常に期待に反しましてアレルギー患者の方が来てくれなかったというのが実態じゃないかと思っております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木俊二君。

○1 番（口木俊二君）

今ですね、先ほど町長 25 室と言われましたけども 26 部屋あるように伺っております。このハード事業に 1300 万円、ソフトも入れまして 1300 万円の補助が出されておりますけれども、ほとんどのこの 26 部屋の部屋が現在使われていないということで、何のために補助まで出して改修をして、写真を見てましたけれども写真でもよく分かりにくいんですよ、これね。どういった所をどのような形で改修をされたのか。私も部屋の中にまで入って見ておりませんが、写真を見る限りではどのような形でどこまでどのような改修をされたのかというのがちょっとよく分かりません。もうちょっとはっきり分かるような資料の提出をほしかったんですけども、今現在、ほとんどたぶん部屋が、11 名ですので使われていないと思うんですけども、そこら辺をどのように考えておられるのか、今後の対応も含めて。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（高月淳一郎君）

施設の整備につきましては、養生施設、そこで養生される方が生活をできるまでと、そういった環境を整えるということで、壁とか床とか天井とかクロスを貼ったりとか畳の入れ替えとかを実施をいたしております。以上です。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木俊二君。

○1 番（口木俊二君）

分かりました。そして、この今現在住んでおられる田中代表は、今年度末、3月31日をもってこの特定非営利 NPO 法人の資格を外れたいと言われておりますけれども、このことは町の方にも話をされているのか伺いたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

そのことは聞き及んでおりません。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木俊二君。

○1 番（口木俊二君）

この前お話をさせていただいたときにはっきり、これ言われました。今後どうするのですかと聞いたら、まだ代表本人も先が見えないということで話をされておりました。今現在、無償で居住をされておられますよね。もし法人の名前を取り消したら、後もしそこでずっと住み続けたいとはおっしゃっているんですよね。今たぶん町が借り上げて無償で出されておるんですよね、常明園の跡地というのは。今後この NPO 法人を外れられたときに家賃が発生するのか、発生しないのか。今のままでずっと生活をされていくのか。そこら辺のことがちょっとまだ不透明なところがたぶん代表もあられると思うんですよね。町はどのような対応をされていくのかを伺いたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

私は事業の開始からそうですね、夏場ぐらいからそういう状況を地域の皆さん方からも話を聞いておりますし、なかなか最初の説明会の責任者というのは違う方がお出でになったんです。私はその方が監視をされて、もう少し指導等があるものと思っておりましたところが、全く経営が違う方が入られまして、その田中さんあたりが代表でしょうけれども。全く基本と違うじゃないかということで職員にも指摘をしまして、これでは駄目だということで内容を見てみましたら、確かに1人

か2人はお出でになります。そういう農業関係の無農薬関係の方には力を入れておられますけれども、アレルギー患者の方の導入といいますか、その辺は全くされておりません。だから、これは駄目だなと思っております。早く撤退をしてほしいということで職員にも撤退を指示したところです。だから早く出てくれということは、そういう話をしろということで職員には言っております。そして、その後の活用というのは今から整備をしたわけですので、常明園さんから無償で借りております。家賃も今はそういうロハス事業をやるということで家賃も取っておりません。それは家賃を取らなくても、自分たちが運営でやっていくという方針だったものですから、家賃は取る必要はなかったんです。だから運営費は、すべて皆さんたちがお支払いして町からは何もお金はやってないわけです。そういうふうで28年度からは26部屋とおっしゃいましたけども、その26部屋を満タンにならないにしても半分でもいいです。ある程度赤字にならないような経営をしておけば問題なかったんですけれども、そういう努力が全くなされておりません。したがって、撤退という方向で町の方は考えております。だから、後無償で住んでもらうということは考えておりません。新たな次の次の段階の事業をしていくべきではないかと考えています。

○議長（後城一雄君）

1番議員、口木俊二君。

○1番（口木俊二君）

そのことは、代表も町と話をしたいと言っておられましたので、たぶん話しに来られるのかなと思っております。そして、この田中代表は生活費が大体月に1人3万6000円ということで話をされておりました。3万6000円、今たぶん3万6000円で生活出来るのかなという感じもするんですけども、建物が無償ということでたぶんやっておられるんだろうと思います。先週電話をしましたら、イベントをやっておられて出れないということで、何のイベントですかと聞いたら、中国あたりから麻、草木、草、木ですね。茎を輸入してそれを燃やして炭を作っているんだと。その炭を利用していろいろなものを作ると。食べると本人は言うておられました。それも何名おられたんですかと聞いたら、10名ぐらいでしたかね。本人はとにかくここにおりたいと、彼杵はいいところだと話しておられますので、そこら辺どうなるか分かりませんが、関東地方からそういった関西、関東からも来たいと移住したいという話がきてきてるんだということは話をされておりました。もし、そういった話を町に持ってこられたらどのような対応をされるのかを伺いたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

仮定の話ですので、即答はできません。今その責任者の方の経営能力と言いますか、大変失礼ですけども、そこら辺がちょっと欠けていると思います。確かに、農業関係には特化しておられます、無農薬関係の栽培については。しかし、アレルギーとかそちらの方面に関しては、前いらっしやった方ですかね、その代表の方あたりと比べたら全くセクションが違うんじゃないかと考えております。それは、そういう事態が起こったときに判断をしなければならないかと思っております。

○議長（後城一雄君）

1番議員、口木俊二君。

○1 番（口木俊二君）

分かりました。そしたら、見積書がありますけれども、この見積書の中に補助金、たぶんほとんど補助金だと思いますけれども、人件費が挙がっていますよね、1人いくらと。これを見ましたら人件費だけが突出して金額が高いんですよね。入居者、作業賃金とか、左官代とか。それと栽培指導費で一式で挙がっていますけれども、10万と。たぶん、これ1人だと思えるんですけども、何でこんなに高い指導費を払わなければいけないのかと。もう1件は、これはロハスの郷事業ということで報告書が挙がっておりますけれども、これでも、ほとんど左官手間とか。1万7700円の14日、これ1人分ですよね。塗装手間、大工手間、そういったものばかりなんですよね。他の材料費とか何とかよりもグッと値段が上がってるような気がするんですけども、それでも補助はいいんですかね、人件費で出しても。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

何のことを言っておられるのかよく分かりませんが、26年度の建設工事の件ですかね。そしたらこれは、建設業者に発注するよりも、そういうアレルギー対策とかの関係に非常に詳しい方ということで、その関係者の方で仕事が出来るということで直営にしてもらったんです。ですから、人件費を入れ材料費を入れて、それを補助事業で行ったということでございます。割安で一応行っておるんです。だからそこら辺はもっと発注したらもっと上がるわけですけども、直営という考え方でやってもらって補助をやったという感じでございます。

○議長（後城一雄君）

1番議員、口木俊二君。

○1 番（口木俊二君）

分かりました。そしたら、今現在ロハスの郷ではどのような作物を栽培されてどのようなものを販売をされているのか、分かっている範囲内で結構ですのでお願いをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（高月淳一郎君）

まず、農地の部分から言わせてもらいますと、米につきましては約50aと聞いております。米を50、野菜を20。後、商品でありますけれども、開発されている商品ということで、よもぎオイル、せいたかあわだちそうの入浴剤、どくだみエキス、びわの葉エキス、そういったものを開発されているそうです。後、ヘチマ水もございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

1番議員、口木俊二君。

○1 番（口木俊二君）

ヘチマ水は、まだ商品化されてないですよ。もうされているんですかね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（高月淳一郎君）

開発はされておりまして、先般も販売はされていたようです。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木俊二君。

○1 番（口木俊二君）

分かりました。この前、11月に伺ったときには、普通は10月に稲刈りをしますけれども、まだ稲刈りが済んでなかったんですよ。あちこちでたぶん指導をされていると思うんですよ、そういった農業関係のことを。その割には的を外れのところがあるなと感じました。町としては現地に足を運んで自分の目で直接栽培しているところを見たことがあられるのか、それを見て、何か感じとられたことがあるのか。私が見た限りでは、たぶん野菜畑は20aもないような感じがしたんですけども、そこら辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（高月淳一郎君）

担当職員を1人、ロハスということで兼務で貼り付けております。実際、先ほど米につきましては3か所、蕪、赤木、里の才貫田、ここでそれぞれ栽培されているようですが、収益費があまり上がってないという話を担当の方から聞いております。後、野菜につきましても、赤木と中岳ということで聞いておりますけれども、なかなか手が回らないという話を聞いておりまして、収量もほとんど無いと、自給で食べる分くらいだということで聞いております。以上です。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木俊二君。

○1 番（口木俊二君）

ロハスの郷の事業報告書で、期間が、これには平成27年7月29日から平成28年3月31日になっていますけれども、見積書では2016年1月12日になっております。日にちが合わないのではないのかなと思います。見積書の日にちが遅いような気がいたしておりますけれども、どうなっていますか。

○議長（後城一雄君）

暫時休憩。

暫時休憩（午前 10 時 00 分）

再 開（午前 10 時 03 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（高月淳一郎君）

失礼しました。当初、契約がそちらに記載しておりますように、7月時点での契約でございまして、その後変更契約でその日付でもらっております。変更契約時の見積書がそこに添付されているようです。以上です。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木俊二君。

○1 番（口木俊二君）

変更のやつは私はもらっていませんけれども、事業報告書が 3 月 31 日いっぱいですよ、済みましたよというのが。見積書が 1 月 12 日ということで 20 日ぐらいしか間がありませんけれども、いいんですかね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

たぶん察するには、契約はしていますのでいろんな内容が変わります。それが、その都度やれば一番いいんですけども、ある程度まとまった段階で変更を取りますので、たまたまそれが 1 月に変更したということで、ある程度実績終わったやつも入っています。そして 3 月の 20 日まで。本来 1 月の変更時点で金額がドーンと残るようなことはあまりないと思います。出来る範囲ぐらいでそこで変更をして、そして精算という形で向かっていくための手続きでございます。それから十分 20 日ありますので、終わったものと、事業完了しておりますので、そういうことになるかと思っております。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木俊二君。

○1 番（口木俊二君）

分かりました。そしたら質問を変えたいと思います。まちづくり支援交付金について、昨日同僚議員が、十分に掘り下げて質問をされましたので、関連ということで 2、3 点お聞きしたいと思っております。まちづくり支援交付金、交付要綱の 7 条に、審査会は 5 人以内をもって組織すると書

いてありますけれども、再任を妨げないとか何とか書いてないんですよ。これ毎年代わっているんですかね、審査会の委員の方は。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（高月淳一郎君）

まちづくり審査会については、昨日申し上げました4名の方を再任という形で実施を予定しております。以上です。

○議長（後城一雄君）

1番議員、口木俊二君。

○1番（口木俊二君）

そしたら代わらないでいいんですよ。再任、再任でずっといかれるわけですよ。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

そうですね、今のところ再任にしておりますけれども、場合によっては新たに加わってもらうとか、交代して代った方を任用ということになるかと思えます。

○議長（後城一雄君）

1番議員、口木俊二君。

○1番（口木俊二君）

そしたらこの要綱に、やっぱりこっちのまちづくり応援補助金みたいに再任を妨げないとか文言を入れていただいた方がいいんじゃないかなと思うんですけれども、検討をお願いしたいと思っております。

次に、先ほどもまちづくり課長が話をされましたけれども、3事業ともホームページを立ち上げておられるんですね、ウェブサイト3件。棚田の自然の維持で10万1671円。菌ちゃんワークショップに19万9995円。ミエルカソノギに19万7211円で立ち上げをされているんです。登録料がそれぞれ各3件とも8671円かかっているんですよ。全部で大方50万円近くかかっているんですよ。これ3事業とも一緒にウェブサイトに立ち上げて、それにずっと追従して書き込んでいくということはできなかったんですかね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（高月淳一郎君）

この3事業、それぞれ事業の目的をそれぞれ掲げておられまして、それぞれのサイトとして運営したいという意向でございましたので、交付決定をいたしております。

○議長（後城一雄君）

1番議員、口木俊二君。

○1番（口木俊二君）

昨日も質問があったと思いますけれども、同じ畑で同じ仕事をされているんですよね。私が聞いた範囲では3反とおっしゃてました。そしたら1つにまとめてやっぱり挙げた方が、見る者も見やすいし、名前はずっと3事業とも挙げていいと思いますけれども、これだけ50万近くかかるのに、1つ上げたら20万ですかね、半額以下で出来るんですよね。そこら辺をもうちょっと財政厳しい折に、バンバンバンバン支援金で出さなくても、やっぱりそこら辺を考えながらやっていった方が良くないと思いますけれども、どう思いますかね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

ご指摘のとおり、非常に合理化される場所があります。それぞれよく補助金申請等を見ながら、今後十分注意したいと思います。昨日も申しましたとおり、そういう不正的なものがあれば、補助金返還とか、そういうことも含めてこれから処理をしてまいろうと思っております。

○議長（後城一雄君）

1番議員、口木俊二君。

○1番（口木俊二君）

まちづくり交付金の中に、この前オープンされた店がありますけれども、規約要綱ですかね、それでは週5日、1日6時間以上営業をしなければならないとたぶん定められていると思うんですよね。それは、今話を伺ったら4日間、火水木金ですかね、4日間だけ営業をしているということをお伺いしました。そこら辺の方はどうなっているのか伺いたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（高月淳一郎君）

そのオープンしたお店というのを確認させてもらえないでしょうか。

○議長（後城一雄君）

1番議員、口木俊二君。

○1番（口木俊二君）

そこの角っこの、ちゃぶ台三つ葉のことです。

○議長（後城一雄君）

まちづくり課長。

○まちづくり課長（高月淳一郎君）

ちゃぶ台三つ葉につきましては、平成 28 年度に創設されました東彼杵町起業化等支援補助金を活用しております。議員がおっしゃった開業日の規定があるのは、空き店舗活用事業補助金の方でありまして、ちゃぶ台三つ葉については起業化支援補助金。空き店舗活用事業については営業日数の規定があって、それはまた別事業になります。地方創生関連の県の事業になります。これは団体関係なく個人で、時間とか一切制限がございません。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木俊二君。

○1 番（口木俊二君）

そしたら全然、営業日数とか時間的なものは関係ないんですかね。そして試食会を 1 回開かれましたよね。それもたぶん交付金で出てると思いますけれども、それも全然良いわけですかね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（高月淳一郎君）

試食会をなされてたのは、思案橋という任意団体を作られて、そういった特産品とかそういったものを作って活性化を寄与しようという団体で、その団体がまちづくり支援交付金のソフト事業を使って実施されておられました。そのメンバーが、起業化支援補助金につきましては、個人の方が代表ですけれども、その中にその構成メンバーが入って経営されているということになります。以上です。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木俊二君。

○1 番（口木俊二君）

そしたら何もかもひっくるめて良いというわけですよ、交付金がですね。もうちょっと町民に分かりやすいような支援交付金の在り方について、もっと幅広く皆が良く分かるような制度にしてもらった方が、たぶんこの支援金、外部から来た人ばかり、ほとんど外部から来た人ばかりですよ、支援金を受けておられるのが。たぶん町内はほとんどおられませんよね。これだけ人口減少、人口減少と言って、若い者が佐世保、大村にどんどんどんどん出て行っているのに、そういう人たちをもっと可愛がってあげて、1 人でも少なく、出て行く人が少なく東彼杵町に残るような制度にしていきたいと思っております。

そしてミエルカソノギは、わざわざ支援金を出さんでも、たぶん職員で出来るんじゃないですかね、こういうことは。職員も努力はたぶんしていると思いますけれども、何万も何十万も出さなくても、職員にやっていただいたら、もっといろいろあちこち出向いて行って、写真なり何なり撮って情報発信をした方が私はいいと思うんですけれども、どのようにお考えですかね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

支援金の位置付けですけれども、これはあくまで町民の方ですよ、今申請されているのは。たまたまそれが、町外から転入された方が手を挙げておられて、構成員は町民の方ですよ。町民の方に広くやっているわけです。町民の方に作ったときは議員さんもいろんな議論をしながら、誰でも使えますよ。誰でも使えます。町外の方も使えますし、町内の方も使えます。ですから、それは、ちょっとおかしいなと思いますよ。町民の方が使えるようにしているのがこの交付金ですから、どんどん使ってもらっていいと思います。それとあとミエルカの方は、担当課長の方から説明をさせます。まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（高月淳一郎君）

町としましても、ホームページ、フェイスブック等で情報発信をしております。ミエルカソノギにつきましては、町外から転入されてきたそういった方々の視点で、また違った角度で情報発信をしてもらって、そういった町の違う視点でのPRの効果をこちらでも期待しております。以上です。

○議長（後城一雄君）

1番議員、口木俊二君。

○1番（口木俊二君）

時間もありませんので、次の質問にいきたいと思います。地域自主防災委員ということで質問をしたいと思っております。この組織の定義を伺います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

定義といいますか、これは東彼杵町地域防災計画の第2章災害予防計画、第4節自主防災組織の中で、自分の地域は自分達で守るという協働の精神と連帯感に基づき、地域住民が自主的に防災活動を積極的に推進するため、各自治会組織たる自主防災組織について、それぞれに防災担当役員を設け、組織の運営にあたられるようにしていますということが定義だと思っております。

○議長（後城一雄君）

1番議員、口木俊二君。

○1番（口木俊二君）

東彼杵町は各地区34地区ですかね、33地区ですかね、あると思います。先ほど町長は半分くらいは自治会長がされていると言われておりましたけれども、規約とか要綱とかいうのは全然作っていないんですよね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

34名中、区長さんが兼務しているのが12地区あります。後はすべて別の防災委員がいらっしやいます。各自治会で規約を作ってもらうのが本筋でございますけれども、現在そこまで、各地区で作れていないのが現状であります。ただ、それについては、町が指導すべきものと思います。以上です。

○議長（後城一雄君）

1番議員、口木俊二君。

○1番（口木俊二君）

私も防災委員の1人なんですけれども、去年拝命を受けまして、名前だけの様な感じで全然話もないし、どういったことをすればいいのか全然分かっておりません。自治会任せということで、あちこち尋ねましたけれども、自主防災計画とっていろいろ町で違うんですよね。やっぱりこういったものを作っていただかないと、自治会に任せると言われればそれまでですけど、どういったことをしたらいいのか分かりませんので。先ほど総務課長が言われたように、指導的な立場の町が、率先して各地区に出向くなり近くにまとめて呼ぶなりして、そういう話をしながら規約を作って、早急に作っていただかないと。今安心だ安心だと言っておりますけれども、ここ数年いろいろな災害がこっちでも起こっておりますので、そこら辺のところも対処しながらやっていただきたいなと思っております。そこら辺のところを伺いたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先ほども申しましたとおり、質問になりました定義というのが言われましたけれども、これは平成20年度に前町長のときに出来ております。この組織は、各自治会に組織するとなっております。自治会でそういう役柄を作ってくれとなっているわけですよ。だから自主防災委員なんです。だから、それはここに書いてありますとおり、各自治会に組織される自主防災組織について、それぞれに防災担当役員を設けと書いておりますので、自治会で設けてもらっているわけですよ。だから、それは自治会で判断をされて、どういうのが一番良いのかというのを今からやらないといけないんですよ。だから自主防災の避難訓練を今やっております。だから、そこら辺の研修、先ほど申しましたとおり、それには不足がしていますので、町としても研修会等を行いますと、先ほど言ったということであります。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

1番議員、口木俊二君。

○1番（口木俊二君）

研修会を行う行うと言っていて、まだ1回も開かれてないような気がします。作ってから、たぶん平成20年度設置と言われましたよね。8年間過ぎておりますけれども、今だ何の話もないということで、ただ、自治会に任せると言われましても始めの作り方が、なかなか分かりにくいところがあります。そこら辺は町の方が主体になって、1回なり2回なり話をさせていただいて、そこで初めて自

治会の区長なり自治会長なり公民館長なり、いろいろ役もつけなきゃいけませんので、そういったところの雛形みたいな、鏡みたいなところを作成をしていただいて、それから自治会に持ち帰って、やっていかないとなぶん出来ないんじゃないかなと思っております。あまり自治体ですね、めちゃくちゃバラバラでもいけないところもあるだろうし、ある程度同じような感じで作っていかないとですね。川棚も雛形があります。皆作っておられます。町が指導してやっておられます。そこから辺のことを早急にやっていただきたいと思っておりますけれども、どのようにお考えですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは今おっしゃるとおりですね、私も今見せてもらっておりますけれども、各自治会で自主防災組織ということで規約を作っております。こういう雛形あたりを12月15日の区長会、明日ですか、区長会ありますので、そういうときにお配りをしながら作ったかどうかということをお早急やろうかなと思っております。以上です。

○議長（後城一雄君）

1番議員、口木俊二君。

○1番（口木俊二君）

良く分かりました。質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

これで1番議員、口木俊二君の質問を終わります。ここで暫時休憩をいたします。

暫時休憩（午前10時22分）

再開（午前10時33分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。次に8番議員、森敏則君の質問を許します。

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

おはようございます。平成28年度の最後の一般質問者となりました8番議員の森でございます。今回は2点、質問を事前に挙げております。まず1点目ですが、町長の中学校統合は歴史を変えてでも成し遂げるとした決意と英断について、ということで挙げております。ちょっと印象深くタイトルを作っておりますが、町長の決意、本気度というのが現れているんじゃないかなと思っております。このことにつきましては、9月の同僚議員の質問の中で、中学校統合は最大の課題であり、歴史を変えてでも成し遂げるとした並々ならぬ決意をされていることを、私どもこの議場の中で確認をさせていただきました。

統合を町長在任中に成し遂げるとした場合、早急に重要な問題を解決しなければならないと考えております。

統合にあたって現時点で町長が想定する最大の課題と問題を伺いたいと思っております。

また、子ども達のために統合を目指すとされておりますが、理解を示さない地区、これは示さな

い大人と言ってもいいです。そのような形の中で対応策を伺いたいと思っております。

更に統合に向けて現在の進捗状況、このタイムスケジュールを出来ているのであれば伺いたいと思っております。

次に2点目につきましては、これもちょっとタイトルを印象深く作っておりますが、町長の来年度から町有地、すなわち瀬戸グラウンドの件です。これについて一時停止をした真意というところで伺わせていただきます。

この停止を住民へ、説明をどの時点でやったのか、そして確認をしたいと思っております。そしてその内容はどんな内容で伝えたかということで、伝え方を伺いたいと思っております。

更に3月、9月の本議会の終了後、全員協議会において町長から財産処分に関する打診を議会に示されましたが、議員からの意見は総合的に判断して、時間をかけて、これまでどおりの使用許可で良いというような意見が多かったとここに書いてありますが、そういう意見しかなかったと記憶をしております。なぜ売買譲渡の方向、そのような行動になったのかを伺いたいと思います。以上、登壇での質問を終わります。後は自席で行います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それではお答えいたします。まず1番目の歴史を変えてでも成し遂げるといふ非常に立派なタイトルを付けていただきましたけれども、こういう単純じゃなくて、これは前提があります。今までの歴史があります。先日もお答えいたしましたけれども、今までの歴史がございます。それを新しい子ども達のための歴史を作ろうということでございます。これは私1人で到底出来るものではございません。昨日も申し上げましたとおり、町民の皆様方のご理解と、そして行政、議会、ここが一体となって今何をすべきかというのを真剣に議論をしながら、この統合だけではなくて東彼杵町の行く末を考えた行動といえますか、そういうご理解をいただければ一番良いかと思っております。そういう中でいろんな問題があろうかと思っております。

まず、市町村合併。これも大きな課題等があったんじゃないかと思っております。いろんな記録を見ますと、合併のときは昭和34年ぐらいですけれども、約300名の方が、千綿宿の方の反対の方がこちら辺にデモでお出でになるという、そういう実行使もあつたようでございます。そしてずっと遡ってみますと、すべての統合中学校の用地もその当時の議員さんが、これはもう40年近く前ですけれども、海上に出て、彼杵地区千綿地区の真ん中付近に造ろうというそういう発想で高台に作られまして、8年間議論をされて、結果的には交通の便が悪いとか、あるいは通学に遠いかという理由で諮問がなされまして、当時の町長が廃案ということでなっております。そしてまた、もっと遡れば千綿駅の話でございますけれども、本来ならば千綿駅というのはもう少し直線コースに作るような話でございました。例えば、平似田の元農協の事業所がございます、あの直線コース。それから瀬戸の千綿宿郷の千綿川付近の直線コース。この辺に造ろうということで話があつたようでございますけれども、これも5年間紛糾しまして、彼杵、松原間の中央に、線路の距離で中央の所に造ろうということでなっております。いろんな歴史がございます。そういう歴史の中で本当にそういう歴史があつて故郷を想う平等とか、あるいは自分たちの故郷を守る、何と言いますか疲弊をしないようにという努力がつぶさに見えるわけでございます。そういう時代でございますけれど

も今の教育環境は子ども達が減少いたしております。そして子ども達の教育の場が失われると思っております。これから2040年、2060年になりますと、私達の頃は、生まれた頃は町内で350名ほど生まれておりましたけれども、最近では40名ぐらいですかね、生まれるのが10分の1です。これが2040年、2060年になりますと13名、14名の世界になっていきます。そうしますと人口が減っていきますと、ここで基礎体力が弱いわけがございますので、そこで統合とかいう話は全く出てきません。たぶん消滅になるだろうと思っております。それではいけないと思っております。千綿地区におきましても、やっぱり人口増の対策をしなければならぬし、彼杵地区も一樣に人口増の対策をしなければなりません。そしてまた、いろんな町づくり支援交付金を使いながら町民の皆様方が住んで良かったということで、そういう想いでやってほしいというのが山々でございます。

いろんなことを言いましたけども、そういう統合ということで、方向性が私の任期中に出来れば一番良いかなと思っております。出来なければ次の町長さんがどうされるか分かりませんが、この機会を逃せば私は永遠にこの町はそういうことはないだろうと思っております。それだけやっぱりこれは、戻りがきかない大きなことだと思っておりますので、議員の皆様方の、強い想いで、まず全員この議員さんが賛成ということで同意をしていただきまして、町ももちろん同意といえますか、町も行政としてはそういう方向で進んでおりますので、一体となって、そして賛同される方、反対される方、それぞれ行政は抜きにしてですね、本当は会話をしてほしいんです。そして一体となって会話をすべきと思います。反対の方、賛成の方、集まってもバラバラしても一緒です。皆で議論をして、本当に町がどうあるべきかというのを議論しなければ、この問題は未来永劫解決しないと思っております。そういう信念のもとにやっといこうと考えておりますので、ご協力のほどよろしくをお願いをしたいと思います。

2点目の理解を示さない地区とございますので、これは今大人と言われましたけれども、私もこの地区が反対をされているのか、地区で反対をされているのか。本当に、要望書が26年の3月ぐらいに出ました。反対という要望が出ましたけれども、それも本当にそういう方だけなのか分かりません。いろんな意見を聞きますと、それは一部の人の意見かなと私は思っておりますけども、そういう特定が出来ませんので、これは全体として考えていかなければならないと思っております。特に保護者の方を、やっぱり意見を聞かないと駄目かと思っております。

したがって、タイムスケジュールというのはまだありません。教育委員会としては、説明会あたりをするようにしております。その教育委員会の、方向のスケジュールは考えておられますので、これはこれで進めていけば一番良いかと思っております。それから、これは言葉悪いですが、一発勝負的なそういう考え方でいかないと、しっかり、兜の緒を締めていかないと大きな問題になりますので、じっくりここを、スケジュール的なことを考えながらいくべきじゃないかと思っております。

それから2点目の千綿紡績跡地の瀬戸グラウンドですけれども、一時使用を停止する真意についてでございます。これにつきましては担当課長に、地元の区長さんの方から、これはまだ交渉中ですので本当はあまり言いたくないんですけども、400万円程度で役員会で決まったよという話。それでしか買えないという電話があったそうでございます。そして私の方に来られまして、そうならばちょっと売れないと。4000万円の土地を400万円では売れないと。それは無理だろうということで、それは返してもらわないと、というような話になったと思います。だから、それが区長さん

の話が議員に伝わったんじゃないかと思っております。

それと3月、9月の本会議の後、全協をしましたが、これは3月から実は財産の処分審議会というあれがありますけれども、そこでも検討をしていただきまして、どのくらいが妥当かいうことを、案を出してもらいました。それも3月からずっとやってもらっていて、自治会とも今、半年間ぐらいずっと交渉をしております。だから、9月のときも850万円ぐらいですか、4000万円ですけれども、今の価値としては2000万円近くの価値になりますと。そうしますと、それに工業団地あたりにした場合は道路が狭いから低減しますよということで、15%ぐらい価格低減がします。そしたら1900万円ぐらいの価格に落ちてきましたので、それを本来ならば町は250万円しか補助が出来ませんが、ここはそういう今までの経過もありますので50%の特別ということで、50%補助をしようということで850万円ぐらいどうかということで提示をしたわけでございます。その後、地元の役員さん4名がお出でになりまして、その辺で何とかもうちょっと下げてもらえないだろうかと話がありました。交渉をしております。ですから、正式に自治会でそういう話をされて町とやっていたわけですから、まだ、私は交渉中と考えておりますので、今からも引き続き交渉をしようと考えております。

それと全協のときに私も意見を求めまして、意見が多かったじゃなくて意見があったですね、そういう意見がありました。もう売らなくてもそのままいいんじゃないかとか、あるいは売るならばもっと格安で売ったらどうかとかですね。あるいは借地料を取ったらいいんじゃないかとかいう意見があったわけです。今まで20何年間そのまま放置をしております、このまましますとこれは元の木阿弥で、そのまま瀬戸自治会の方に、今2000万円の価値ですけれどもそれはそっくりそのまま、今無償で貸し付けてしまえばそのままだろうと。返却は無理だろうと。現に使わせてくれということで、地元に行きまして強い要望がありまして、一応返還はすると。返還はしますけれども、その遊ぶところを何とかしてくれということで、それを代替ということでその土地を皆さん達を買っていただければいいでしょうということで話をしているわけでございます。私は今のまま無償でというのは考えておりません。それをしないから今財産がなくなっていくわけでございます。いろいろ町内におきますところのグラウンドの整備のあり方とか、自治会でのグラウンドを求める整備のあり方とか、議論があるかと思っておりますけれども、それを加味して半額というような形をとったわけでございます。そういうことであまり一般質問で、これは全世帯に放送が流れますので、あるいは広報でもいきます。あまり交渉中でございますので、如何なものかなと思っております。私としては、現在これは交渉中ということで進めていただければ一番良いかなと思っております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

まず、ちょっと順番変えまして、瀬戸グラウンドの件から解決をさせていただきたいと思っております。この件につきましては、平成26年度ですかね、当初予算におきまして、宅地造成のための測量設計、業務委託料982万5000円。これが上がったことが発端だと確認しております。これからいろんな紆余曲折ありまして、それぞれ瀬戸地区、あるいはその関係地区から陳情書、あるいは請願書。そして、瀬戸地区におきましては地区住民のアンケート等を取り、そして値段交渉に至

って、また現況に、今の現在に至ったものと考えております。ただいま町長の答弁の中で交渉中という言葉が発せられましたが、既に11月の自治集会、自治総会にですね、これにおきましては、もう来年度から使われないよという結論めいたところで役員さんは発表をされました。その内容を確認すると、はっきり言って売買交渉の、交渉決裂したので来年度からもう使わせないと言われたと、そういうふうな私の方には伝わっております。今の状況とは違います。私が最初に、通告書にここに書いてありますとおり、全員協議会の中では売った方がいいですよというような意見が全くなかったんですね。なかったんですよ。にも関わらず、なぜそういった行為にいくのかということで、先月だったですかね、財政管財課長にも私は直接電話をしましたよね。来ても、電話をしました。なぜこういう行為に出るんですかと言ったら、町長の指示でということだったですよ。もう貸さないというのは誰が言ったんですかと言ったら、課長が町長がと。ですから、そのとおり自治会の会員さんには伝わっているんですよ、実は。これが現実です。したがって、交渉中というような状況なのか。それともここから先、瀬戸郷につきましては出せる金額というのが、上限が、理解出来る上限というのがおそらく決まったんですね。先ほど言いました数字なのかどうか分かりませんが、そういう数字の中で、はっきり言って町の方もそんな安い値段では売れないと。当然そうなるでしょう。そしたら、ここから先どうするのかということなんですね。それが第一なんですよ。ここで、ちょっと路線がひよっとしたらずれるかも分かりませんが、今月の初め6日の日、5日の日だったですかね、大川小学校の先生、大川小学校の件で命と防災を守る講演が実はあったんですね。その中に非常に私これのヒントをいただきました。それに対しての町長の見解をちょっと伺いたいと思いますので、ちょっと紹介してその見解を伺いたいと思います。この件は、実は大川小学校の児童を持つ父兄、その人は先生です。中学校の先生なんですけど、現況を確認しなかったというのが一番反省されておられた方です。その人がずっと命とそれから防災についてということで講演をされております。一人ひとりの子ども達を、これまで児童と見てたと、児童。ところがこういった講演をするに当たって、児童というのが命に見えてきたと。そういったお話をされていたんですよ。まさしくここに言い換えれば町民、町民の方を命と見た場合は、そういった状況にはなっていないんじゃないかなと、非常に痛感したんですよ。私もそうなんだなと。例えば、今グラウンドで楽しくグラウンドゴルフ、あるいはゲートボール、それぞれされておりますが、この楽しみ、そして仲間と過ごす時間。これが大切な時間になっているんじゃないかなと思っております。いろいろ行政サービスというのは、すべてが採算が取れるようなサービスではないと思います。下水道だってそうでしょう。したがって、これも健康維持の一環として捉えた場合、良いんじゃないかなと私は思うんです。そういった意見もあったと思います。全員協議会の中に。是非、この辺のところをもう一度考えていただきたいなと思うんですね。交渉中であれば、まだ考える余地があれば、そういった面も含めて瀬戸地区の皆さんと町長がじかに、直接顔を見てお話をする気持ちはありませんか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

その大川小学校の意見は言わなくていいんですか。大川小学校のそういう話はごもつともだと思えます。町民の方は、子どもは命ですよ。すべてが皆さんは命ですよ、それは。誰だってそうです。

町民の方すべてが命でございますので大事にしないとイケないです。

それと、後は自治会と交渉をしながら、例えば、いくらぐらいまで出せるという交渉をずっとしてたんですよ。それは、今発表した価格なんかじゃございませんよ。もっと高かったんですよ。私が言ったぐらいの価格ぐらいで何とかなるなという話はされていたんですよ、役員さんが4名来られて。そしたら、もうちょっと下げてくれないかなと話がありました。そこは検討をしないとイケないですけど、そんな極端にはですね。またそれを4分の1ということはちょっと無理かなと思うんですよ。それは、今おっしゃっている方は瀬戸地区の方も町民だから、なぜしないのかということなんですけれども、町民だからこそ平等にしないとイケないですよ。例えば、町が作ったグラウンドが近くにある地域、まったくなくて自分たちがグラウンドを作らないとイケない地域とかありますよね。それをおしなべた場合に50%ぐらいの補助ぐらいで半分にして、本当は250万円ぐらいしかやれないんですけれども、半分ぐらいでどうかと。それと区長さんとも直接お会いしました、役場の方で。お出でになりましたので。そしたら、それは交渉していきましようとしたら、はいはいと。そして、例えばその価格で、逆に土地を買って造成したらどうですかと。町の方で補助がありますので、造成なんかもグラウンドも安い土地を買ってグラウンド作りませんか、逆にと。それがよくないですかと言ったわけですよ。それも検討しましようということなんです。だから、我々としては交渉をして、職員と私も一緒になって自治会の役員さんと半年間ぐらいずっと議論をしてきて、850万円というのははっきり議会でも全協でも言いましたとおり、その線は出ました。だから、そこを何とかもう少ししてくれないかという話は事実です。ですから、その辺は我々も何とかされれば下げられる分だけ下げて、瀬戸地区の人にも喜んでもらおうという気持ちは十分あります。したがって、そこは交渉中ということでご理解をいただきたいと思っています。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

ちょっと質問変えます。同じ町有地で同じ時期、ほぼ同じ開始、使用願いを出してさてれいる町有地があります。下三根のゲートボール場です。ほぼ同じです。瀬戸地区の瀬戸のグラウンドですね、これも町有地。この使用条件の一番の相違点があると思うんですね、相違点。一番相違点はどこかないですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

旧千綿紡績跡地は、地目が雑種地でございます。下三根ゲートボール場は、地目は当初から公園ということで登記がなっておりまして、そのため町としましては途中使用許可とかも出したことあるんですけれども、最近はお出してもらっておりません。ということは、公園という行政財産の中で管理を進めているというふうな状況でございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

そうなんですね。同じ条件、ほぼ同じ条件で、平成 17 年 4 月 1 日から、町長の指示によって、申請を行わずとも使用を許可するとなっているんですね。今、答弁の中で地目が雑種地だから、地目が公園だから、使用状況にどう違いますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

使用状況はまったく同じですね。町民の方がグラウンドとして使っているわけで、同じだと思います。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

そういうことであれば一時使用許可書、これ一番最後に出された使用許可書があるんですが、一番最後に下三根に出されたのは平成 16 年ですか。平成 16 年 4 月 1 日が最後で、その後 12 年間、1 回も出されていない。片や毎年、こうして使用許可条件を守って使用しているのに毎年更新をしなければならない。これ、おかしくありませんか。同じ使用状況ならですよ、同じ使用条件で同じ使用を目的で使用されているんですよ。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、生い立ちが違うんですよ。千綿紡績跡地は工場用地跡地なんです。下三根は圃場整備によって減歩と言いますが、14h a におよぶ圃場整備をして、その一画にそういう公園を作らなければならないということで、法的に出来た施設なんです。だから、まったく性質が違います。だから、1 回 1 回公園に入るのに使用許可なんか取りません。今どこの公園だって勝手に入ります。だから違うんですよ。工業団地ということで、工場を誘致しようということで残してたわけですから、そこはいつでも返すという条件になっているわけです。それが千綿紡績跡地なんです。いつでも企業を持ってきます。下三根の場合は、これは圃場整備をして、農家の方あたりが休憩をする公園にしましょうということで、法的に義務付けられて出てきた土地なんです。だから、そういう何て言いますか、DNA といいますかね、それがまったく違うんです。だから、自由に使えるやつと 1 回 1 回許可を取るやつというのは、そういう何て言いますかね、条件が違うんじゃないかと思ってます。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

違うんですよ。千綿の紡績工場跡は、工業団地を目的とした土地の求め方じゃなかったんですよ。税金の滞納によって、本税と滞納金、それぞれ相当額というのを相殺したと当時の担当者から聞いて

ております。いずれにせよ、工業団地が目的だから、それ理由になりますかね。そういうのは、まったく理由にならない。だから、私が言っているのは現況を見てくださいよ。足を運んでくださいよというお話をしております。是非、この件につきましては、町長も今のような考え方であればどうぞこのままされても結構ですが、一番大事なのは、町長は対話を一番大事にされていると常々おっしゃっているんですね。女性対話集会、何とか集会。一番最大、今取り組むべきところは、そういった目の前の問題を解決するのが優先すべきじゃないのかなと私は思うんですね。それをやった後に今の話が出てきて、それはそうかもしれません。しかし、地域の方と何の対話もなしに、そしていろんな説明もなしにやるというのは、まさしく昨日大楠小学校のサマースクール、あるいはきのくに学園の誘致、まさしく一緒なんですよ。状況、まさしく一緒になっております。そういった条件の中で町長がこのまま使用させないというような強引な話になってくると、それなり町民も判断をするでしょう。ですから、こういった場合は親切丁寧な、懇切丁寧な説明が必要ではないですかと私は言っているんですよ。そういった気持ちはありませんか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今、自治会の代表とずっと交渉をしているんですよ。こういう交渉は全体で交渉してもまとまらないですよ。だから、4名の役員さんが役場にお出でになって、3月から何回もお出でになっているんですよ。役場で今交渉をしているんですよ。その段階で、一方的に自治会総会で決まったからそれで売れと。それはおかしいと言うんですよ。そうでしょう。だから、そこは今から先も交渉しますよ。それは、そういう一方的にされれば返してもらわないととなりますよ、ということで話をしているだけです。交渉しますよ。

それともう1点。滞納処分と言われましたけれども、誰ですか、職員は。そういうこと言ったのは。それは嘘ですよ。4000万円で買っているんですよ、土地は。その中から滞納があったから差し引いて、土地代は4000万円ですよ。4000万円でしょう、土地は、価値は。滞納があったからその分の一千何百万は歳入で上がってきているんですよ。土地の価値は4000万円ですよ。だから400万円では売れないということなんですよ。そういうことです。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

この話をいくら町長にやっても同じなんです、考え方がそういったスタイルであればそのスタイルでどうぞ貫きください。あのですね、これはまた大川小学校の先生の、教員のお話をまたここで取り上げますが、町民に何を伝えるかということをお話をされたんですね、その時ですね。その時の四つの重要なこととお話されたんですよ。何を伝えるのか。まず、津波があって子ども達が、73名の大川小学校の生徒が流された。そのことについての前置きさせてご理解ください。まず、あの日までのこと、あの日のこと、あの日からのこと、これからのこと、この四つなんです。言い換えれば過去、そして事故日当日、そして当時から今日、そして明日から、とそういうふうな理解が出来ると思います。これを伝えないと町民の皆様は理解が出来ないんですね。今のような一方的なお話をされたら、町民は理解できません。区長さんと話をしているからではなくて、今現状がこ

うですから、千綿の紡績グラウンドについてはこうこうですよ、という説明をしてくださいと私は言っているんです。決してそこでいくらで決めろと。そんな話は私1回もしてませんよ。これで結構です。今のような答弁を続けられると思いますので時間の無駄です。

次に中学校統合に関しまして、答弁をされてない部分をもう1回確認したいと思います。統合にあたって現時点の町長が想定しうる最大の課題と課題、これがぼんやりとしか聞こえてこなかったんですね。これちょっと何だと思われませんか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

最大の課題は、なぜ40年前に統合出来なかったということが課題です。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

そうですね、なぜ出来なかったか。そしてもう1つあるんですが、これは小学校の統合が今年度当初に出来ました。私ども学校規模調査検討特別委員会、当時の委員長、浪瀬委員長です。これの答申を25年の9月の議会でやっております。その結果はちょっと思い出して確認したいと思いますが、本委員会の考える学校規模、学校適正規模は、将来的に出生率が更に低下する場合は小学校1校、中学校1校が考えられますが、現実を鑑みた場合、小学校2校、中学校1校が望ましいと考えます。こういう結論を出したんですね。更に、保護者や地域住民の行政が一体となり、研究を重ね推進されることを強く望みます。そして議会もこれらを全面的にバックアップしますということで、全員一致で当時の議員、今改選されておりますが、当時の議員はこのような委員会の報告書を提出したにも関わらず中学校の統合を断念された。これが一番の問題なんですよ、実は。私から言わせると。これを一気に、先ほど答弁の中でもおっしゃいましたよね。一気にやらなくちゃいけなかったと。これが失敗の原因なんですよ。ですから、今回タイトルに上げましたように歴史を変えてでもやろうという構えであれば、今回はもう失敗出来ないんですよ。町長は、方向性を示す。目途をつけたい。これでは甘いんです。自分の任期中、後2年ちょっとであれば、まだタイムスケジュールも出来てない。これでは、私は本気度というのは、はっきり言って伺えることが出来ません。本気度がですね。どうやったら方向性、目途、現実的なものに変えていくかということ逆算すると、今動かないと。今地域の方の理解を得ることにしっかりと取り組まないと、これははっきり言って間に合わないと思いますが、町長の見解いかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

2年半あります。これは一般質問ですね。これは町民の皆様方にいきますので、それぞれ反対の方もいらっしゃると思いますので、私の考えていることはあまり言いたくありません。心に秘めたものはあります。どうすれば統合出来るかというのを今毎日考えております。タイムスケジュールは心の中には決めておりますけれども、ここで発言するわけにはまいりません。したがって、25年のこの時は教育委員会の何て言いますかね、各地区説明会を見て判断にしております。その後はや

っぱり、これは私はこの時代にしなければいけないなということを強く、前回の議会でも申しましたとおり、やらなければならないと思っております。心してやる計画でおります。そのためには先ほど議員がおっしゃったとおり、この25年の9月の、今の議員さんではないとおっしゃいましたけれども、今の議員さんで全会一致でそういう方向性を是非決めてほしいと思います。そして一体となって前へ進むべきだと思っております。そして、反対の方に丁寧に説明を、一体となってやる覚悟でございます。したがって、そういう方針でやっていただければ、私はいささかも二言はございません。この任期中にそういう方向性を決めさせていただきます。以上です。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

昨日から今日の一般質問の中で、町長の姿勢というのと、それから職員の姿勢というのがかみ合っていないような気がして聞いておりました。それはなぜかなと思うんですね。町長はそう思っただけでも、一心同体ではないというようなのが露呈したような気がしてならないんですね、今回の一般質問の中で。これ露呈したんです。町長がおっしゃるPDCA、よくお使いになられますね。これもう1回、日本語でその四つをお答えいただいていたいいですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今忘れかけておりますけれども、計画、実施、それから評価、そして行動ですね、アクションと申しますけれども、そういうことです。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

あのですね、三つまでは合いました。計画、実行、評価、最後は修正なんです。アクションとしてあるんですが、修正。修正の意味も含まれているんですよ、アクションというのは。私どもはちょっと違います。私は半分、これまで商売人でしたので、この四つのサイクルがちょっと違ったサイクルで動いております。まず計画ですね。計画は私どもは仮説といいます。計画と仮説がどう違うかというのは仮説となった場合、やはり真剣に考えるんですよ。いろんな場面を考えるんですよ。学校統合にしても、まず学校統合するにあたっては拠点をどこに置くか。千綿中学校に来るか、彼杵中学校に置くのか、それとも新たな新転地に学校を造るのかと。そういった仮説を作るんですね、仮説。そして実行ということになるんですが、その実行する前に検証を行うんです、検証。これを何回ともなく繰り返すんですね。実行する前の検証とか仮説をずっと、この上三つを。そして最後に評価をいただくんですよ。チェックは早く来るでしょう。我々とちょっと違うところなんですよ。ですから、行政マンと我々の違いがここにあるのかなと思うんです。一緒ではありません。一緒ではないから言っているんです。一緒なら言う必要もないんです。1人でブツブツとおっしゃっていますがね、違うんですよ。何を町民の皆様に訴えるか、はっきり言って説明不足なんですよ。統合も説明不足。統合出来なかったのは説明不足なんですよ。中学校の統合が今回出来なかったのは説明不足だと思うんです。中学校統合につきましては、説明不足という点について、町長の見解

をまず伺いたいと思います。私は説明不足だと思っています。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それは、私、回っておりませんので分かりませんが、前教育長が回っておりますので、確かに説明不足もあったかと思えます。PDCAの話はされておりますけれども、これは手法はまったく同じですよ。民間は違っておっしゃいますけれども、民間手法が公務員でもどこでも一緒です。PDCAは1つの手法ですから、まったく一緒です。ただ、やり方の回転のサイクルは違います。それぞれ状況によって。それと全然計画もしてないとおっしゃいますけれども、今発表出来ません。考えております。そういうパターンも考えております。考えて今やっております。だから、そこら辺をどういうふうにするかと、どういうふうに攻めていったらいいのかというのを考えておりますよ。そんな甘いことをいってたら出来ませんよ。それを今ここで発表するわけにはまいりません。教育委員会でもそれぞれ担当でも考えております。それは今我々でも議題としております。そういう考え方をそれぞれ教育委員会部局でも考えております。そういうPDCAに習ってやっていかなければならないと思っております。ここで私が議員と口論しても何もなりませんけれども、そういう口論の場では、なかなか合併もいかなものかと思っております。統合もいかなものかと思っておりますので、もっと力を合わせてですね、本当にこの機会をなくしたら元の木阿弥になりますよということで、本当に何回も言いますように、真剣に私も取り組みたいと思っておりますのでご協力のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

今の私どものやり取りを町長は口論と捉えているんですか。私は提言しているんですよ。これを口論と捉えたら、まさしく人の話は聞かないという話になってくるわけですよ。今回、副町長の話も出たでしょう。アドバイザーなんですよ、我々は。アドバイザー。いろんな形の中で繰り返し繰り返し説明をするというのは、実は、これは商売人にもあるんですよ。ジャパネットたかたが繰り返し繰り返し、一品売するのに何回も同じことをやるでしょう。あれ頭の中に叩き込むためなんですよ。住民の人達に。そして購買意欲を高めるんですよ。それを繰り返し繰り返しやるんですよ、繰り返し繰り返し。成功の八原則というのを私はここに、いつのものか分かりませんが裏には自主財源は何か、役場の説明書みたいのを裏にコピーしたのでたぶんここでコピーしたのではないかなと思っておりますが、成功の八原則、八つあるんです。八つ。ここ紹介しますから、是非、これ頭の中の念頭に入れて中学校統合に役立てていただきたいと思うんです。まず、第1番目は明確なビジョン。明確なビジョンを作ってくださいと。目標を設定してくださいと。ですから、最初に冒頭に言いましたように、タイムスケジュールを作ってくださいよと。そしてコミットメント、必要なことは何でもすると。これも説明を何度もすることなんですよ。そして冒険、冒険ですね。安全圏から行為を起こす、観念から自由になると。そういうことなんですよ。そして4点目、パートナーシップ。人の援助、人の援助とは住民の理解ですよ。我々議会との一致協力なんですよ。私どもは決して町長と相対するものではありませんよ。統合を早くしなければならぬという考えを持った1人ですよ。それをしっかり

としたパートナーと共に、相棒と共に進める。そして5番目は正直に素直に見、そして伝える。自分にそして他人の人に誠実であることと書いてあります。是非、この辺のところは、もう少し素直になっていただきたいなど。今のような考え方で私がしてるのに、妙に喧嘩しているような話は私は決してそんな思っていません。どうしてこれを素直に捉えていただけないのかなと残念でなりません。そして6番目、シェアすること。分かち合うんですよ、分かち合う。共有する、情報を共有する。そういうとの表現をする。そして7番目が責任。責任はトップリーダーです。まさしく町長です。今回の統合は町長が要なんですよ、要。町長がこれらを決めたら皆がついていくんですよ。これをしっかり、昨日の答弁の中では殺されるかもしれないというようなお話をされましたよね。その意気込みでやってくださいよ。どうせ殺されるならそこまでやると。それが統合なんですよ。そのくらい気合を入れないとこれは出来ません、はっきり言って。そして凡事徹底、これ当たり前のことを当たり前にやるということなんです。たまたまイチロー選手の言葉があったもんですから紹介しますね。小さいことをコツコツとずっと積んでいったら結果が出ますよという話ですから、是非、町長もこういった教訓を基に中学校統合を、子ども達の未来を開くという意味で、しっかりと取り組んでいただくことを祈念いたしまして質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

力強いご意見をいただきまして大変ありがとうございます。まだまだ、今から先のスケジュール等を発表出来ませんこととお詫びをしたいと思います。このことは再三申し上げますけれども、一発勝負という言葉は相応しくないかも知りませんが、取り返しのきかない本当に大変なことだと思っております。住民の方にはやっぱり丁寧に説明すべきと思っております。それが出来るかどうかは、行政あるいは議会、そして賛成をされる方、こういう方のご意見をもう少し私はグループ化して、反対される方も一緒ですけれども、本音で喋っていけば出来るんですよ。だから、皆さん方も地域に帰られて、それは自分達は特別委員会で採択したということで、胸を張って統合ということを書いてほしいと思っております。そうしないとこれは、成就是絶対しません。11名の議員さんと町長と、これがリーダーです。私がいくら頑張っても合併をしようと言って、皆さんが否決されればどうにもなりません。問題は皆さんたちが可決をさせていただいて、これが一番大事なんです。そのためには森議員がおっしゃるようないろんな手法を使って、今教訓として、いろんな話をされましたけれども、そのとおり私も何とか教訓に基づいてやりたいということで今着々と考え方を整理しております。どう戦うとかいう言葉は使ったらいけないんですけども、どういうふうに住民の方に進めていったらいいのか、今までの歴史をずっと考えながらどうすればいいかというのを日々考えておりますので、是非、お力添えをよろしくお願ひしたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（後城一雄君）

これで8番議員、森敏則君の質問を終わります。

先ほど、口木議員の質問に対する解答ということで、町長に代わりまちづくり課長が説明をしたということで許可をいたしております。まちづくり課長。

○まちづくり課長（高月淳一郎君）

口木議員のご質問でロハスの当初の人数はという話がありましたけれども、当初からの累計人数だということでしたので申し上げます。累計が 21 名です。

日程第 2 議案第 78 号 東彼杵町行政財産使用料条例の制定について

○議長（後城一雄君）

次に日程第 2、議案第 78 号東彼杵町行政財産使用料条例の制定についてを議題とします。町長の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 78 号、東彼杵町行政財産使用料条例の制定について。提案の理由といたしましては、地方自治法の規定による許可を受けてする行政財産の使用に係る使用料について、必要な事項を定めるため本案を提出するものでございます。内容につきましては、財政管財課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

それでは議案第 78 号東彼杵町行政財産使用料条例の制定について、町長に代わりまして説明を行います。まず、議案の資料として配付しております行政財産使用許可に係る地方自治法抜粋という資料を使って、使用料に係る地方自治法の条文を説明したのちに議案の説明をさせていただきます。行政財産、例えば役場や総合会館などに設置してあります自動販売機は、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の定めにより設置場の使用を許可しております。また、使用料も同法第 225 条の規定により徴収することが可能であるため、本町もこれまで 1 台月額 1000 円の使用料を徴収してきましたけれども、同法第 228 条では、使用料に関する事項については、条例でこれを定めなければならぬと規定されております。そのため、今回使用料条例の制定をお願いするものでございます。それでは議案を説明いたします。まず題名は東彼杵町行政財産使用料条例としております。第 1 条、本条例の趣旨であります行政財産の使用に係る使用料について必要な事項を定める旨を趣旨として規定をいたしております。第 2 条、この条例で最も重要となる使用料について規定した条文でございます。第 1 項、使用料は別表で定めております。内容は後ほどご説明いたします。第 2 項、使用料の 100 円未満の端数は切り捨てること。また最低の使用料が 500 円と規定いたしました。第 3 項は納付の方法を定めております。第 3 条は電気代等の費用負担について。第 4 条は減免ができる場合を列記して定めております。第 5 条は既納の使用料は返還しないこと。また、返還の例外を列記して定めております。第 6 条は地方自治法の規定により罰則を設けております。第 7 条は規則への委任規定を置いております。裏面をお願いします。別表、本町の普通財産の貸付料及び県内外の市町の使用料を参考に表の上段は土地、建物の物件を使用する場合の使用料について、下段は電柱等を設置する場合の使用料について規定をいたしております。まず、土地の年額使用料は縷々書いておりますけれども、並べて言いますと固定資産税評価額の 6%を徴収することといたしております。建物は、所得税法の減価償却定額法により求めた建物の時価相当額の 7%とその使用部分に係る土地の 6%を加算した額を年額の使用料と規定をいたしております。自動販売機設置はこれまで 1 台年

額 1 万 2000 円としておりましたけれども、近隣の嬉野市なども参考に、それと県内、それから九州内、四国辺りぐらいまでを参考といたしまして売上額の 10%。また、ちょっと表現上こういうような表現をいたしましたけれども、無更新地ですね、1 年未満の使用で更新を目的としない使用は、先ほど挙げました土地の 2 倍に相当する額を規定いたしました。それとテント場につきましては、これまで本町が貸付料として 1 日 100 m²未満については 500 円を徴収しておりましたので、500 円ということで規定させていただいております。電柱等を設置する場合の使用料は、これまで本町が貸付料として徴収してまいりました電気通信事業法施行令第 8 条に定める金額としております。戻っていただいて、施行日は附則第 1 項で平成 29 年 1 月 1 日としております。また第 2 項で、これまでの契約に係る経過措置を設けております。なお、近隣の市町の状況と電気通信事業法施行令の規定に関する資料は、先ほど地方自治法の抜粋を記載しております裏面に記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。以上、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから質疑を行います。

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

この裏面の別表第 2 条関係ということで、土地、建物を使用する場合の使用料という中で、この自動販売機の設置場に売上げの 10%を乗じた額となっておりますが、普通に考えれば場所代だけもらって、あとは営業努力だというふうな普通一般的な見方とすればそういったことが考えられるわけですが、この 10%を乗じた額といえば売上げの、儲けではないですよ、売上げの 10%。自動販売機もそんなに儲かっているのかなとこういう思いがあるわけですが、その根拠をお尋ねしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、例えば、今まで 1000 円 1000 円ということで 1 万 2000 円取っていたわけですが、場合によっては 27%ぐらい取っている所もあるんですよ。県の県営陸上競技場なんか 27%ですよ、売上げ。だからそれはですね、やっぱりそれ相応の盛んに売れる所、道の駅辺りも売れる所ですね。町民グラウンドみたいに売れない所。それはやっぱり差があって然りと思いますので、売上げの 10%です。売れない所のそれなりの 10%は低いわけですから、ぜひご理解をお願いしたいなと思っています。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、橋村孝彦君。

○5 番（橋村孝彦君）

浪瀬議員と同じ考え方なんですけれども、10%というのは先ほどの意見と同じですけども、10%取られるとね、まずこれは赤字になる可能性のところは私は多いと思っております。そうしますとこれは、こういう地に貸している所はいろいろありますけれども、そこで商売している人たちにはこれは波及すると思うんですよ。結局こういう地で商売しているとなれば、はっきり言ってピンはねみたいなものではないですか。27%とか何とか言えば、儲けている所はいいんです、それで。

も、例えば図書館の前に自動販売機がありますよね。あそこはたぶん農協さん、JA がされている関係上、単価も安くされております。あそこは結構利用があつて、例えば町営バスの待ち時間に高齢者が買われたり、あるいはよんなっせの帰りとか、ある子ども達も買っています。あそこで10%の過料をすると、私はまず利益が出ないと思うんですよ。そうしますと、結果としてどうなるかと言いますと、撤退するか商品単価を上げるしかないんですよ。結果としては、利用者は不便を被ることになるわけですよ。ですから、やっぱりここはもう少し考えてやってほしいなと思っております。どうですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これはですね、商品が出ているのは農協となるわけですけれども、農協とか福祉団体、そういう所は準公共団体ということになりますので減免規定を設けております。だからそれをどうするのか、どれくらいするのか、その辺を考えていかなければならないと思います。ゼロではないわけですけれども、そこをいくらかやっぱり貰った方が良くと思いますので。第4条で使用料の減免と書いております。その中で公用もしくは公共的団体ですか、そこに該当しますので減免申請を出してもらって、どのくらい減免できるか、ちょっとまだ今具体的に決めておりません。福祉関係のあたりは、更にその辺が一番問題になっていくのではないかと考えております。普通の純然たる民間の場合がやっぱりそういうお願いをしないといけないかなと考えております。それは東彼杵町だけがあるのではなくて他所の市町村もそういう自動販売機の料金の設定はしております。やっぱり限られた財源ではございますけれども、1円でもやっぱり何とかしたいという気持ちでこういう設定をいたしております。よろしく願いいたします。

○議長（後城一雄君）

5番議員、橋村孝彦君。

○5番（橋村孝彦君）

言い方を聞いていけば、特定物件を狙い撃ちしたようにしか聞こえないんですよ。だから売上げが上がる所は、当然そこが事業者なのか会社なのか知りませんが、そこは当然トータルとしての売上げが上がるわけですから、上がった分は納税として還付されるわけでしょう。ですから、私は二重取りになるような気がするんですよ。ですから、当然これは私は土地代だけで、例えば土地代が1台1000円が少ないというのであれば、そういうふうに利益が上がる所は当然地代も高いわけでしょうから、そこら辺でもう少し勘案をされて、1台あたりが1000円ではなくて2000円でもいいではないですか。ただ、これを定額としてね、10%として要するに課金ですよ、これは。これはやっぱりちょっと私はどう考えてもおかしいと思いますよ。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

県内の市町の使用料状況ということでしておりますけれども、いろいろあります。アルカス佐世保は20%以上で入札ということで。それからブリックは%不明ですけど入札という感じですね。それから嬉野市は10%以上。これ以外は10%以上ですね。大刀洗が10%以上ですね。それから10%

が都城とか鳥取市とか、愛媛県の愛南町ですか、こういう所が10%としております。こういうこと
でお願いをしたいということで提案をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（後城一雄君）

5番議員、橋村孝彦君。

○5番（橋村孝彦君）

そしたらですね、今までそういう条例がなくて設置した方々、途中で変えられたら、戸惑うわけ
ですよ。だからするならば、また再募集みたいな形でしないと、そういう条件でもいいですよとい
う方しか参入しないわけですよ。今まで設置した人達が儲けていたらいいいですけど、儲けてなか
った分はパーになるわけでしょう。だからそこら辺の猶予的なものを考えていただかないと、条例
が出来たから、これから10%貰いますよと言ってもそれは理解得られませんよ。いかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今使用許可をしているのが来年3月31日までですので、実際発生するのが4月1日になるわけ
ですね、更新が。そうしますと今1月1日からこれを施行したとしますと3か月になりますので、
そこで何らかの反応とかもあるかと思っております。確かにいろいろ事情があるかも分かりません
けども、やっぱり言葉悪いですけど貰えるものは貰おうということで、そういう狙い撃ち的などか
いう話は全くございません。そういう幾らかでも財産の価値を生かそうということでしております
ので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

4番議員、前田修一君。

○4番（前田修一君）

自動販売機の設置、売上額の10%乗じた得た額。大体どのくらいになると見積もっていますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

体育館に設置してあります自動販売機の、これが10月分ですか、10月1日から10月31日の売
上げをちょっとあるところから貰いまして、売上額が約2万円です。月にですね。彼杵の児童体育
館です。自動販売機は、ちょっと加えていいですよと名義貸しではないんですけど、売れた金額の何%
ですから、これでいけば15%ぐらいが設置者に入るようになっているんですよ。その他に電気代と
か何かは、その例えはコココーラならコココーラが、入れているところが納めてくるような仕組
みになっておりまして、ですからこれが10%にしたからといって即座に手数料というか、その設置
者に跳ね返るといことはまずないのではないかなと思っております。それと例えば6%と、土地
の場合と建物の場合ありますけれども、里のやすらぎの里に設置した、あるんですけども行政財

産で貸付けしてるんですけれども、そこは土地ですので土地だけの使用料を計算しますと年額 39 円ぐらいにしかならないんですよ。それと総合会館に設置してある自動販売機、それを建物と土地で計算しますと 6%、7%使ってやりますと 1 万 5000 円ぐらいになるんですよ。売上げの高はあると思うんですけれども、そうしますと公平差がちょっとどうかというのもございまして、逆に売上げの何%としたほうが売上げの少ないところは 10%ですよとそういった形で、ある程度公平性が保てるのではないかとということもありまして、一応今回売上げ額の 10%というふうな設定をさせていただいたわけです。いうふうなことでございます。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

4 番議員、前田修一君。

○4 番（前田修一君）

年間幾らぐらいの見積もりをしているんですかと、ここの 10%で金額を聞いているんですよ。中身の取り方を聞いているわけではない。

○——△——

今解答出来ませんので保留します。

○議長（後城一雄君）

保留だそうです。

4 番議員、前田修一君。

○4 番（前田修一君）

どのくらいになるか分からないけども、前年度の 26 年度の決算時に不用額を 1 億円以上出したところが、こんなみみっちかところのいくらか分からないけども、そんなところまで取らないといけませんか。以上です。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

そのみみっちかではなくて、規則ですので取らざるを得ません。今でも 1000 円取っているわけですから。それは 1000 円を今単純にかければ 2 万円儲かっていれば 2000 円になるわけでしょう、10%ですから。いろいろあるでしょうけれども、ケースバイケースで。だから是非そういういくらかでも財源の確保ということで考えておりますので、ご理解をお願いしたいなと思っております。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

私が疑問に感じているのは自動販売機については売上額に 10%乗じたと、テントの場合は 1 区画 500 円と。これはテントでも収益を上げられる方だっておられると思いますよ。この辺の整合性というのは、テントで売上げたときは借り賃だけで、場所代だけと。自動販売機は売上げによって。これは整合性というのはどのように考えておられますか。お尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

テントというのは一時的なものです。自動販売機は常時はめておきますので売上げが分かるわけですが、それは1回1回全部テントも売上げも調べないといけないんですよ。そこまですません。これは町民の方がいろいろイベントでしますので、そういう簡略方式でしておかないと、売上げの何%となれば、それこそ出展者がないと思います。それはテントはこういう感覚で今やっているわけですから、それで是非お願いしたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

私はこの10%というのは、結局いろいろ公有地というか今道の駅等も契約で、これは以前の契約で貸し出されているわけですよ。そういったものを加味して考えるときに、こういったことが道の駅とかそういったものに波及して、売上げの何%を今度は道の駅から貰おうではないかとそういった話も出てこないとも。現時点ではそういったことは契約の中ではされておりましたが、そういったことも想定をされるわけですよ。ですから、これはちょっと私は疑問に思っているわけですが、その辺はどのように考えて、今後、他の物件とか類似した似通った問題等が出てきたときはどのように考えていかれるのかをお願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、今の現在も若干率が違いますけれども6%、7%という率は今もやっているわけですよ。だからそれはもう事例がどうあろうと今やっていることでございますので、特に変えるあれはないわけですからやっていくしかないだろうと。たまたま自動販売機については、今回は10%でございますので10%取りますけども、逆に取られたら経費として上がっていくわけです。いろんな要素があります。まずはそういうことをやってみて、もし採算が合わなければ撤退ということもあるかもしれません。そうなってきたときに考えないといけないですね。住民にサービス提供が出来ないとなれば、この10%も考えなければいけないと思いますよ。だからそのときはやっぱり下げるとか、あるいはもっと上げて良いのではないかという意見が出るかも知れません。ですから、やってみて結果がどうか分かりませんが、それはまたそのときに考えればいいことであって、是非こういう使用料の改定等もやりながら財源の確保に努めたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたしたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

ところでこの自動販売機は該当する所は私分からないのでちょっと教えていただいて、何件。主要な所はどういう施設に、例えば先ほど体育館にあるとか総合会館、ちょっと教えていただけませんか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

まず役場の敷地内にございます。それから総合会館、文化ホールと保健センターに上がるところの裏側にございます。それと児童体育館にございます。それから町民グラウンドですね。先ほども申しあげましたやすらぎの里公園、それから図書館がある分室の前に設置されております。以上です。

○議長（後城一雄君）

10番議員、堀進一郎君。

○10番（堀進一郎君）

今にもう1回確認しますけども、この行政財産とあくまでも行政財産だということで今の施設をちょっと予定していると、該当するという解釈でいいですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

本日お願いしております条例は行政財産でございます。先ほど申しあげましたのは行政財産でございまして、道の駅は普通財産として管理をいたしておりますけれども、これまで同じような料金徴収方法を取ってございましたので行政財産につきましては町の処分で出来るようになりますので、一応要綱を、同じ行政財産の使用料を準じて適用するというふうなことで要綱も準備しておりますけれども、行政財産についてもそのような別表を使ってやるというふうなことで考えております。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

先ほど財政管財課長の答弁の中で、自動販売機の設置の方法に、メーカーさんが設置したような形の表現をされたかに聞こえたんですが、設置の方法というのはいろんな設置の方法があるんですね。什器を自前で準備するとか、あるいはメーカーさんが置いてその利益分を設置者の所に電気料を含めた形で還元するのか、いろんなパターンがあるんですよ。これどのようにして統一されますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

方法いろいろあることは存じております。本町の場合、特に申し上げますとほとんどが福祉団体に設置を許可をいたしておりますので、考えとしては先ほど町長が述べましたように減免の方向になっていくかと思っておりますけれども。条例に記載しておりますとおり売上額の10%というふうなことで考えております。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

私の質疑に対するの答弁をお願いします。私はいろんな設置の方法があるのにどのようにしてその徴収の部分というのを平等に出来るのかというような質問をしているんですよ。それに対するの答弁をお願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

ご質問は、要するにいろんな設置方法があるということでしょう。それはあくまでも売上げでいくということです。売上げで10%取るということです。そういうことです。どういう設置であろうが方法であろうがですよ、10%で取りたいということなんですよ。

○——△——

了解しました。

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第78号は、総務厚生常任委員会に付託します。

ここで昼食のため暫時休憩をいたします。1時15分より開会をいたします。よろしく申し上げます。

暫時休憩（午前11時30分）

再開（午後1時13分）

日程第3 議案第79号 東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第80号 特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第81号 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第82号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第83号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改
正する条例

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に日程第 3、議案第 79 号東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、日程第 4、議案第 80 号特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第 5、議案第 81 号職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、日程第 6、議案第 82 号特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第 7、議案第 83 号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、以上 5 件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 79 号東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。提案の理由は、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が成立、公布されましたので、本町議会議員においてもこれに準じ改定するため本案を提出するものでございます。詳細につきましては、総務課長から説明をさせます。

次に、議案第 80 号特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。提案の理由は、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が成立、公布されましたので、本町特別職においてもこれに準じ改定するため本案を提出するものでございます。詳細につきましては、総務課長から説明をさせます。

議案第 81 号職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。提案の理由といたしまして、平成 28 年人事院勧告に基づき、一般職の給与に関する法律等の一部を改正する法律が成立、公布されましたので、本町においてもこれに準じ給与並びに扶養手当について改定を行うため本案を提出するものでございます。詳細につきましては、これも総務課長から説明をさせます。

議案第 82 号特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。提案の理由といたしまして、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬について、農業委員会等に関する法律等の改正に伴い、その活動に対し農地利用最適化交付金が措置される。その交付基準では、活動実績と成果実績に応じた 2 段階による交付金が交付されることから、委員等の報酬について所要の改正を行う必要があるため本案を提出するものでございます。詳細につきましては、総務課長から説明をさせます。

次に 83 号でございます。議案第 83 号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。提案の理由といたしまして、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が成立、公布されましたので、これに基づき所要の改正を行うため本案を提出するものでございます。これにつきましても、総務課長から説明をさせます。いずれも慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

町長に代わりまして、議案の内容を説明いたします。

まず、議案第 79 号東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。それと、議案第 80 号特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例。この 2 件につきましては提案の理由、それと内容、同じ内容でございます。

まず 79 号から説明します。特別職の給与に関する法律の一部を改正する法律が国会において成立しました。11 月 24 日に公布されておりますが、期末手当の支給の月数を 3.15 から 3.25 に引き上げられる内容となりました。これについては、今月の 12 月の期末手当からということでございます。内容につきましては、まず新旧対照表をお願いいたします。本則におきまして第 1 条と第 2 条に条立てしております。まず第 1 条につきましては、新旧対照表 1 ページでございます。6 月支給月数と 12 月の分がありますけれども、1 条では 12 月分だけを改正しました。1.65 月を 1.75 月に、0.1 月追加するというところでございます。これは 12 月から施行します。それと第 2 条、2 面の新旧対照表でございます。これにつきましては、29 年 4 月 1 日から施行になります。先ほど 0.1 月を 12 月分のみを追加をしましたが、これを 0.05 月ずつ 6 月と 12 月に半分ずつすることでありまして、6 月の 1.5 月を 1.55 月、12 月の 1.75 月を 1.7 月ということで改正をするものでございます。1 条は 12 月 1 日から、2 条は来年の 4 月 1 日の施行でございます。

次に、議案第 80 号特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例。これにつきましても、先ほどの 79 号の議会議員の期末手当と同じく、同じ内容です。第 1 条では 0.1 月を 12 月で追加をする。それと第 2 条では 4 月 1 日から、6 月支給分を 1.55 月、12 月支給分を 1.7 月ということで改正でございます。

次に、議案第 81 号をお願いいたします。人事院勧告であります。8 月に公布されましたけれども、月齢給におきまして民間の給料が国家公務員を、平均 708 円上回る結果となりました。なので、月齢給の国家公務員を引き上げられました。平均で 0.2%でございます。それと期末勤勉手当のボーナスにつきましても年間 4.3 月、0.1 月の引き上げをすると勧告を公表しました。それと併せまして、今回は人事院勧告の中で扶養手当の改定についても勧告されました。女性の就労状況の変化に応じまして、民間で配偶者に対する家族手当の支給が減少しているということでありまして、配偶者を扶養親族とする職員の割合も減少しておりますので、配偶者に関わる手当額を少なくしまして、子育て支援策としまして、子に関わる扶養手当を引き上げるという勧告をいたしました。これの官公がきまして、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が 11 月 24 日に可決公布されましたので、今回当町につきましても国に準じた形で改正を行うものでございます。まず、新旧対照表をお願いし、本文と新旧対照を比べながら説明をいたします。まず、改正本文第 1 条でございます。81 号の第 1 条。それと第 2 条ということで、この議案も 2 つの条立てで改正を行っております。まず第 1 条につきましては説明します。新旧対照表をお願いいたします。新旧対照のまず第 1 ページでございます。第 21 条 2 項で、勤勉手当 12 月分の支給を 0.9 といたします。100 分の 90 というのは 0.9 でございます。0.1 月分、上乘せをいたしました。6 月と合わせまして年間 1.7 月の勤勉手当の支給になります。それと第 21 条第 3 項におきましては、再任用職員につきましては 12 月の支給を 0.425 月、0.05 月上乗せをいたしました。再任用職員につきましては、6 月と 12 月を合わせまして 0.8 月の勤勉手当でございます。それと新旧対照表、1 ページから 2 ページにまたがります附則第 11 条、これについては職務の級が 6 級以上、これは課長職でございます。6 級以上で 55 歳以上の職員、このものについては勤勉手当の支給額が 1.5%減になります。減額されなければなりません。

6月支給については0.012分、12月については0.0135分減額することになります。それと新旧対照表2ページから6ページの別表第1の給料表の改正があります。平均改定率0.2%増とされました。若年層に重点配分、いわゆる大卒あるいは高卒が属します初任給があります1級、これにつきましては約1500円ずつ引き上げがなされています。2級から7級、これにつきましては1級以外の2級から7級は平均して400円程度の月額支給の引き上げを基本としております。なお、このページの6ページまでの第1条、これにつきましては本文条例にも書いてありますように、附則第2条、本文条例附則6ページですね、改正本文6ページの附則第2条に書いてありますように、平成28年4月1日から遡るといふことにしております。次に、改正本文の5ページから第2条があります。これにつきましても新旧対照表で説明をいたします。新旧対照表7ページをお願いいたします。7ページの新しい第11条第2項でございますけれども、扶養手当の親族要件の整備を行いました。新の方の2号から5号まで(2)から(3)、(4)、(5)とありますけれども、満何歳という軸へ統一しました。それと併せまして、旧のほうの2号で子及び孫とありますけれども、改正後の新の方では、2号で子、3号で孫という区分を分けました。子と孫を分けたということです。それと旧の方の5にありますが、心身に著しい障害のある者、この表現を新の6号で、重度心身障害者という名称をしまして、今後とも働いて収入を得ることが出来ない方、障害の方もですね、このものを表現しております。それと第11条、扶養手当の第11条3項でございますけれども、旧の方では、1号配偶者は1万3000円でございます、子以下の扶養親族をすべて6500円としていましたが、新では2号の子を1万円に、6500円を1万円に上げる。それと1号配偶者、及び3号から6号の親族すべてを6500円であったのを1万円ということで改正をいたします。配偶者を6500円、それ以外のものは1万円に引き上げるということでございます。配偶者を少なくして、子等の親族を引き上げるということでございます。それと7ページ、新旧対照表7ページ第12条があります。第12条では扶養親族の届出の件を改正をしております。先ほど第11条第2項で1号から6号までの扶養親族を分けましたけれども、このことにつきまして新旧対照表の8ページの旧の4行目にありますが、第2項の2号の子及び孫と4号の弟妹については、新しい方では、子又は3号の孫、それと5号の弟妹に改正をいたしました。同じく8ページの第12条第2項の扶養手当の支給の開始と支給の終期については、用語や文書の整理をしております。それと新旧対照表9ページにかけての第3項の扶養手当の支給額の改定については、1号から3号までの号を新しく新設をしまして条文の整備を行っているところであります。それと新旧対照表9ページの第21条勤勉手当があります。9ページ後段の第21条勤勉手当の第2項では勤勉手当の額の支給についての改正であります。さっき説明しました改正条文第1条では、6月支給では0.8、12月支給を0.9の1.7としましたけれども、第2条の改正では、6月、12月とも0.85月ということで統一をいたしました。それと10ページ、新旧対照表10ページをお願いいたします。第3項の前のページが繋がっていますけれども、第3項で再任用職員であります。6月支給が0.375、12月支給を0.425と合わせて0.8月としておりましたが、改正後では、6月、12月とも0.4の0.8ということでしております。それと附則、10ページの最後にあります、附則第11条では第1条改正でも言いましたけれども、職務の給料6級以上で55歳以上の管理職の者は勤勉手当の1.5%減ということでございます。改正前では6月支給については0.012、12月支給については0.0135の減額をいたしましたけれども、改正後は6月、12月とも0.01275減額することにしております。なお、この第2条分の施行期日は、改正本文の6ページ第1条によりま

して、29年4月1日、来年の4月1日から施行するというごさいます。最後に改正本文の6ページに戻っていただきますが、附則の6ページの第3条にあります、扶養手当に関する特例があります。扶養手当の改正は先ほど言いましたけれども、4月1日から施行されますが、平成30年度の支給分から適用となります。平成29年度分につきましては、額の移行に経過措置がとられます。これにつきましては別の資料がございす。縦型の議案第81号資料というのがございす。A4縦型の資料がございす。資料ということで扶養手当に関する平成29年度特例措置というのがありす。これについては本文の第3条で謳ったものを、読替後ということで、読替後、読替前ということとしておりまして、29年度分については、経過措置で額が変動していすということを書いておりますが、その内容は第81号資料の一番最後、4ページにあります。経過措置一覧表、今現在28年度、配偶者が1万3000円という列ですが、今回の改正で平成30年度はこうなりすよということで、今までの改正で申し上げました配偶者が6500円、子は1万円、他も6500円とありましたが、ただし、平成29年度の1年間だけは額をちょっとづつ減らしていこう、増やしていこうということで特例措置を設けていす。以上が扶養手当の改正でございす。以上で議案第81号の説明を終わります。

次に、議案第82号特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございす。今回、農業委員、あるいは農地利用最適化推進委員の報酬について改正を行いました。改正農業委員会法が4月1日から施行されていす、新たな農業委員、あるいは農地利用最適化推進委員さんの農地利用の最適化推進に関する業務につきましては、新たに農地利用最適化交付金が措置されました。その交付金事業の中では活動実績に応じた交付金、それが基本給となります。それと成果実績に応じた交付金、これが能率給となります。2段階に区分した交付金の算定とされておりす。改正の方では、先ほど言いました成果実績に応じた交付金、これについては今までの条例ではありませんでしたので、現報酬条例では支出ができません。なので基本給に加えまして加算額部分、能率給ということで、加算額ということで予算の範囲内で町長の定める額、年額の他にいくらかの実績といすか、能率に係わる加算をしようということでの改正でございす。これについては、交付の日から施行ということでごさいます。同じく、農業委員さんの他に農地利用最適化推進委員さんについても、日額という基本額に加えまして加算額ということで予算の範囲内で町長が定める額ということでごさいます。以上が議案第82号の改正であります。

次に、議案第83号をお願いいたす。これにつきましては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。これについても今回の人事院勧告に伴うものであります。育児、介護と仕事の両立、あるいは家族形態の変化、あるいは介護の状況に柔軟に対応できる法整備を行っていす。これが地方公務員法が改正されまして、11月25日に国会の方で可決成立しておりす。三つの柱がありまして、介護休暇の分割、介護時間の新設、育児休業に係わります子の範囲の拡大という三本柱であります。この条例改正も第1条と第2条で分けて上程しておりすけれども、まず、改正条例第1条であります。同じく新旧対照表で説明しす。1ページをお願いいたす。第1条に係わる改正ですが、第8条の2第1項と第2項には、その子の次に特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求したもので、当該職員が看護するもの、いわゆる民法上の特別養子。下段の方には、里親である職員に委託されていす児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望していす者、いわゆる里親である職員に委託されていす子までに、育児休養の対象とな

る子の範囲を拡大しました。新旧対照表、第8条の2第2項、2ページにいきまして第8条の3の第4項の中の、旧の方では、日常生活を営むのに支障がある者の表現を、要介護者に改めました。新旧対照表3ページ、休暇の種類、第11条、4ページの第16条については、介護休暇の次に介護時間を加えました。介護時間という休暇の種類を増やしたところでございます。戻っていただきまして3ページの第15条、介護休暇には、要介護者の介護を加えました。その内容は6か月以内の指定期間内において、一つの要介護状態ごとに3回以下に分割して介護休暇をとれますよということにしました。半年以内に3回に分割して介護休暇をとれるということにしました。新旧対照表3ページの第15条の2、介護時間を新設しました。第15条の2第1項では、1の継続する状態ごとに連続する3年以下の期間の内の1日について、第2項、1日につき2時間を超えない範囲内で介護時間を設けるということでございます。1日2時間介護時間を設けるということです。なお、4ページの第3項では、その勤務しなかった2時間については無給ということでございます、給与はないということで、時間についてはないということで第3項に規定をしております。

次に、改正本文2ページの第2条にあります説明でございますが、これも新旧対照表5ページにあります。5ページにつきましては、先ほどの第1条で規定しました里親である職員に委託されている児童のうち当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者、いわゆる里親である職員に委託されている子に、対象範囲を拡大したところでございます。なお、その里親としての表現の規定が、4月1日から児童福祉法第6条の4第1項に規定されたものでございますが、4月1日からは、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望する者は、児童福祉法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親という表現に変更されますので、その改正を4月1日から行うというものでございます。養子縁組里親という表現がなされるもので今回改正するものでございます。なお、改正本文に戻っていただきまして、附則の第1条では、第1条の改正分は、1月1日からの施行。第2条の表現の改正、養子縁組里親については、4月1日からの施行としております。

また、附則第2条では、この改正条例が施行される前に介護休暇の承認を受けている場合は、この改正条例の施行日から6か月を経過していないものは、改正条例による指定期間は、初日から起算して6か月以内に限るということで縛りを設けられています。以上が議案第83号の説明でございます。以上よろしくお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は先に議案番号をお知らせください。

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

議案第82号をお願いいたします。特別職の非常勤の、農業委員さんとその会長の報酬が書いてありますが、28万8000円、農業委員さんが22万4000円、これは、4年前の議会の議長の報酬、一般議員の報酬がそのまま継続されている金額と思うんですが、今回、これに予算の範囲内ということが、非常に表現がわからないんですよ。どういうことが考えられているのか、この報酬以外に、出られた日数に応じて、今までやれなかった報酬をやられるのか。また、推進員さんの方ですが、当初から日額の5400円は少ないと、する者がいないよとお聞きしていたので、この日額をどのくらいまで、予算の範囲内までというのは全く検討がつかいせんので、どのくらいを考えておられるのか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

農林水産課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（岡田半二郎君）

まず、この加算額というふうに決めました理由としましては、先ほど申しましたように、国の農地等の利用最適化推進に係る業務としての交付金が措置されております。その交付金の算定といたしまして、全体枠の3割相当が実績による支払いになります。あと残り7割相当が成果による交付の算定ということになります。その交付の7割相当分については、加算額という方法でしか交付金の対象になりませんという規定がございます。その額につきましては、本年12月末までの実績をもって国が算定をし直しまして、新たに交付がされるものです。ですから、3割相当分は年度当初に交付金としての措置がなされておりますけれども、残り7割については、実績をもって新たに交付金が措置されるということになりまして、その措置されたものを実際算定式がありますが、その算定式をもって国が交付を、3月末に交付がなされます。その額によって最終的にどのくらい国から交付金がくるかわかりませんが、基にこの予算の範囲内での額の設定という形になっております。ですが、現時点におきましては、この加算額として出す金額についてはまだ想定ができておりません。この法律が本年度から施行をされておまして、本年度から交付金が新たに措置されたものですから、詳細については、まだ額は決まっていますが、ただ、国の算定基準から申せば、最適化交付金の基本額となっておりますのが月額2万円、国の交付金の算定が、3割相当分が6000円。これがいわゆる日常的な活動に充てられる経費というように理解されます。残りの7割相当1万4000円、これが加算額となりますけれども、これが実績に応じてされますので、1万4000円が丸々100%くるということではなくて、その成果によって50%で7000円の基本額を基に交付がなされますので、実際、国から交付された額をもってどの程度の加算額が妥当かという判断になってまいります。この交付金の仕組み上、どうしても加算額という二本立てにしないと交付金の対象にならないという国の指導の下このような措置をしておりますので、これがどのくらい加算をするかというのは今後実績をもって、国が算定した額をもって判断していくこととなります。当初予算におきましては、農業委員と最適化推進委員、両委員の報酬としまして566万2000円が予算措置をしておりますが、両方合わせてです。農業委員は409万6000円です。最適化推進委員の報酬が156万6000円です。トータル合わせまして566万2000円でございますが、今回の例でいきますと、最適化推進委員さんの分に、この交付金の額を充てておりますので、これがどの程度今後の交付金の中で埋められるかというような算段になっております。以上です。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

あまりすっきりしないんですが、要するに、先ほど12月までの実績と言われましたが、年度は3月までですね。1月～12月の実績となるわけですね。それを12月にまとめて年度末か年度を越え

た4月ぐらいにこの部分の支給があるということでもいいんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

農林水産課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（岡田半二郎君）

平成28年度におきましてはそのとおりです。4月から12月までの実績です。それ以降はトータル1年間の実績となっていますけれども、28年度においてはそのとおりでございます。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

現在、最適化推進委員さんが13名、農業委員さんが16名ですね。それを大体400万円と150万円で割ると、推進員さんには10万円ちょっと。農業委員さんには20万円、22万～23万円、年額になるんですけども、マックスですね。そういう理解でよろしいですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

農林水産課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（岡田半二郎君）

そのような考え方で良いと思います。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

農業委員さんは、基本的には月に一回程度会議を開かれていると思いますが、場合によっては特別に寄られる場合もあるんじゃないかと思いますが、推進委員さんと合わせて、現在どの程度実績として会議とか、現地調査、時間的に一日どのくらいかお尋ねをします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

農林水産課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（岡田半二郎君）

農業委員さんにおきましては、毎月、定例的な総会が一回ございます。その他現地の調査等を含

めますと、全ての方ではございませんが、総会前に現地調査ということで1回、2回程度の現地調査があります。また、研修等におきましては、年4回、5回程度の研修の出務がございます。その他、現在農地等の利用状況調査という調査も必須業務となっていて、これにおきましては7月から8月にかけて行います。おそらく、地区によっての差はありますが、そこに集中して行った場合でも1週間程度の出務が発生すると考えております。以上です。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

内容はわかりました。大体、一日中なのか、時間的にということで先ほどお尋ねしましたが、一回出られた時に何時間程度この推進委員さんも含めて。現地調査をされる時も推進委員さんも一緒にされるのではないかと思います。その辺をもう少し詳しくお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

農林水産課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（岡田半二郎君）

出務的な時間としましては、半日が大体基本的です。ただ、研修等においては一日ということもあります。基本的に、半日程度の時間を要しております。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

これで推進委員さんに日額ということで定めてありますが、それも半日出ても日額という支払いをされるのか、あるいは何%とか、たぶん5400円で支払われるのではないかと考えておりますが、確認のためお聞きしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

農林水産課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（岡田半二郎君）

日額におきましては、時間に関係なく日額で支出を行っております。

○議長（後城一雄君）

他にありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 79 号、議案第 80 号、議案第 81 号、議案第 82 号、議案第 83 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって議案第 79 号、議案第 80 号、議案第 81 号、議案第 82 号、議案第 83 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 79 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 79 号東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

これから議案第 80 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 80 号特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

これから議案第 81 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 81 号職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

これから議案第 82 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 82 号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

これから議案第 83 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 83 号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 84 号 東彼杵町税条例等の一部を改正する条例

○議長（後城一雄君）

次に日程第 8、議案第 84 号東彼杵町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 84 号東彼杵町税条例等の一部を改正する条例でございます。

提案の理由が、地方税法等の一部を改正する法律が平成 28 年 3 月 31 日に、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が平成 28 年 11 月 28 日にそれぞれ公布されたことに伴い、法律改正に併せて本条例の一部を改正する必要があるため本案を提出するものでございます。詳細につきましては、税務課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。税務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり税務課長。

○税務課長（松山昭君）

議案第 84 号東彼杵町税条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案と新旧対照表と他に税務課資料ということで 1、2、3 とお渡ししております。これにより改正の概要を説明した後、条文等を説明したいと思います。

まず、税務課資料 1、縦長の A4 サイズの一つ目、法律改正の経過です。地方税法等の一部を改正する法律が平成 28 年 3 月 31 日に公布されましたが、8 月 24 日、消費税の引き上げの延期などが閣議決定をされました。このことにより、3 月に公布された税制の内容も変更され、先ほどの国会審議を経て、11 月 28 日、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が公布されました。こういった法律改正を受けての条例改正でございます。

二番目に主な改正事項を記入しています。まず一つ目に、法人町民税の内、法人税割の税率が引き下げられます。平成 31 年 10 月 1 日施行ということです。理由としては、地域間の税源の偏在化を是正し、財政力格差の縮小を図ることを目的に改正をされました。資料 2 に、横長のものですが、国から出された法人住民税法人税割の交付税原資化の概要ということでお配りしています。これを見ていただきますと、法人税住民税割は、平成 26 年 10 月 1 日に 9.7%に引き下げられて、併せて国税として地方法人税が創設され 4.4%税率が、国税が引き上げられています。これにより地方法人税の住民税割が、12.3%から 9.7%に市町村分は引き下げられています。地方法人税の個人割が引き下げられ、減収となりますが、併せて国税の地方法人税がその分引き上げられ、その見合い分

の税込全額が地方交付税原資化として交付税として配分されることになっています。これについては10%の消費税時点ということでございまして、来年4月ということでしたが、今回の延期ということで、31年10月1日に延期されております。これが一つ目の改正内容でございます。

二つ目に延滞金額の計算期間の見直しということで書いてありますが、税金を延滞した場合に延滞金が発生しますが、この額の計算期間について、国税に併せて見直して改正されるものでございます。これが29年1月1日施行でございます。

三つ目、自主服薬推進のための医療費控除の特例の創設が平成30年1月1日から施行されます。これについては、資料2の2ページに概要を付けています。特定健康診査や人間ドッグ受診等健康の維持増進及び疾病の予防への取り組みをしているものが、医療用医薬品以外の薬品、例えばコンタック鼻炎Z、ガスター10、ロキソニンS、フェイタスZなど、こういった購入額が年間1万2000円を超えて支払った場合に、その購入費用について年間10万円を限度として、1万2000円を超える額について所得控除が行われるという特例創設でございます。これまでの医療費控除がありますが、その併用は不可となっています。スイッチOTCという特別控除の説明がありますが、改正資料2番の方に書いています。スイッチOTCとは、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品を指すものです。繰り返しますが、30年1月1日施行です。

住民税について四つ目です。資料1に戻っていただいて、住宅ローン減税措置の2年半延長でございます。個人住民税における住宅ローン減税措置について、適用期限が平成33年12月31日まで2年半延長になります。この措置については、個人住民税の減収分は全額国費で補填されることとなっております。資料につきましては、ありません。

次に、軽自動車税について、現行の自動車取得税を廃止し、環境性能に応じて非課税から取得割の1%から3%までの税率を乗ずる新たな自動車税環境性能割を創設することとなっております。当面の間、うちでいくと長崎県が徴収し、徴収額の税込5%を除いた額の65%を県から市町村に交付される制度となっております。環境性能割の課税標準は、自動車の取得価格として、免税点は50万円となっています。環境性能割の非課税及び税率に関する規定の適用を受けての自動車、これについては資料2の3ページにあります。電気自動車の非課税、ハイブリッド車について、排出ガス基準度の達成に応じて税率がございまして、軽自動車については、当面の間2%上限となっています。ただし、施行日が31年12月1日となっていることから2年半延長ということで、その間の技術革新等を考慮して、これについては31年度税制改正に応じて見直して必要な措置を総じることとなっております。また、軽自動車税は取得税が廃止されて環境性能割となりますが、現行の町がしている軽自動車税は、同時に種別割と名称が改正されて、徴収されることとなります。改正された種別割についても32年度以降、10月1日以降の制度開始となっております。軽自動車に係るもう1点であります。軽自動車におけるグリーン化特例の延長ということで、平成27年度から導入された軽自動車税に係るグリーン化特例について、適用期限を1年延長して29年度まで、性能に応じて軽自動車税を軽減することとなっております。施行日は、29年1月1日でございます。グリーン化特例の概要については、同じく資料2の4ページにあります。これについては、ホームページの現行の掲載している分について、1年延長ということで、数字において1年間延長させたことです。内容等は変わっていません。グリーン化特例の延長でございます。以上が今回の税条例等の改正の内容でございます。

条例改正の分について説明をいたします。新旧対照表と資料3の改正概要をお開きください。資料3の1ページでございます。先ほど説明しました法人税割の引き下げの条文でございます。新旧対照表でいきますと3ページ、条例第34条の4、法人税割の税率、新しく100分の6.0とするという改正です。税務課資料の3の改正概要で、2行目からある第19条、第43条、第48条、第50条、新旧対照表でいきますと、3ページからありますが、この条文につきましては、延滞金の計算期間の見直しに伴うものでございます。具体的に言いますと、国税の延滞期間の計算期間の見直しに準じたもので、具体的に申告書が提出された後に、減少申告書が提出、更に増額更正があった場合、そういった増減が繰り返された場合において、当該修正申告書提出、または増額更正により納付すべき税額に達成するまでの部分について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算するというものでございます。国税の計算期間を見直した改正でございます。先ほども言いましたけれども、19条、43条、48条、50条が関連した改正分でございます。

続きまして、税務課資料3で、附則第6条、これが自主服薬推進のための医療費控除の特例でございます。特例措置ということで、附則で謳われたものでございます。附則第6条、新旧対照表でいきますと17ページでございます。第6条、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例ということで、地方税法の改正に併せて読替で適用するという条文が加えられています。

続きまして、資料3の附則第7条の3の2、住宅ローン減税の延長措置に係るものでございます。新旧対照表は17ページです。個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除ということでございまして、現行の平成22年度から平成41年度までというのを、平成22年度から43年度まで、2年間延長ということで改正されております。中ほどには居住年に置き換えた部分も併せて改正されております。

続いて改正資料3の概要の2ページから4ページの1条分については、先ほどの軽自動車税に係る環境性能割及び種別割に関する改正内容です。新旧対照表、条例第18条の3につきまして、証明事項の中で、記載中の中で、軽自動車の種別割に名称する等、税条例の中での軽自動車税が種別割に変更されております。続いて9ページの第80条、軽自動車税の納税義務者等の記載。これについては、環境性能割の納税義務者。第81条は、軽自動車税の内、みなす課税についての規定。第81条の2については、日本赤十字社の所有する軽自動車の非課税の範囲について規定したものの。第81条の3は、環境性能割の課税標準について。第81条の4は、環境性能割の税率、非課税から3%の税率を設定したものです。第81条の5、環境性能割の徴収の方法について、申告納付の方法としたもの。第81条の6は、環境性能の申告納付の方法について規定したものの。第81条の7は、環境性能割の不申告の過料。第81条の8は、環境性能割について身体障害者が所有する軽自動車の減免について規定したものの。第82条から第91条までの改正規定は、現行の軽自動車税を種別割に名称することについて条例改正が行われています。

資料3の概要で3ページの第15条の2から第15条の6まで、これにつきましては、軽自動車税の環境性能割が創設されたことに伴いまして、当分の間、適用される特例を規定したものであります。第15条の2は、当分の間、環境性能割の賦課徴収は長崎県が行うこととしたもの。第15条の3は、減免の特例を当面、長崎県の定めるものとする。第15条の4は、申告納付の県知事読替。第15条の5は、賦課取扱費の交付について。第15条の6は、当分の間の税率の特例を規定したものでございます。

資料3の4ページ、附則第16条第1項、新旧対照表では18ページです。これにつきましては、14年を経過した軽自動車税率は、税率を重くするような規定もありますが、この中での規定中の種別割に名称変更した、整備するものでございます。第16条の2項から4項については、グリーン化特例ということで1年間延長されて、平成29年度まで特例措置が延長されましたので、その規定について整備をしたものでございます。

資料3、概要の4ページの第2条による改正。これについては、26年改正附則で謳ってあります現行の軽自動車税の経過措置について、適用分について、今回法律改正を併せて整備したものでございます。第3条による改正は、同じく延滞期間の計算期間の見直し等に併せて、たばこ税の経過措置についても整備をしたものでございます。新旧対照表の24ページについては、施行期日等の附則を謳っております。原則として平成29年1月1日から施行ですが、先ほどから申します軽自動車税の環境割、種別割に関する事項は、平成31年10月1日。また、自主服薬の推進のための医療費控除特例は平成30年1月1日、グリーン化特例等については、平成29年4月1日でございます。施行期日を謳ったもの、なおかつ、適用日につきまして第2条、第3条で謳ったものでございます。条文につきましては、新旧対照表による説明に代えさせて、説明を終わらせてもらいます。以上です。よろしくお願ひします。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから質疑を行います。

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

軽自動車税について1点だけお伺ひします。これを読んだら、平成31年11月からは買った時の取得税を取らないから、環境性能割をその代わり取ると。だから、エコ軽自動車を買いなさいということに思われるのですが、今、軽自動車税というのは、町が徴収していますね。県が徴収することになれば、毎年取るのか。それとも車検の時に支払うのか。どういうふうになっているのですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

税務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり税務課長。

○税務課長（松山昭君）

平成31年10月1日、環境性能割というのは、取得税を廃止したものでございまして、取得税が環境割に代わるというイメージで、新車、中古を問わずということになっておりますけども、その時点で、長崎県が当面の間、徴収して、徴収した分の65%を市町村に分配すると。今現在軽自動車税を町の方がしている分については、種別割に代えて、名称変更で行うということでございます。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

それはわかったんですけども、軽自動車税を町が徴収しているでしょう、町が。しかし、県が徴収することになれば、1年ずつ取るのか。それとも、まとめて車検の時に取るのかどっちですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

税務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり税務課長。

○税務課長（松山昭君）

説明を、私が要領を得ていなくて、町がしている軽自動車税は、種別割として今までどおり名称変更しただけで、内容は変わらず徴収するというのでございます。環境割というのは、取得税と同じですので、当面の間となっておりますが、今後どうなるかわかりませんが、しばらく長崎県が徴収する。今までの自動車取得税と変わらないというような状況です。

○——△——

——△——△——

一回だけということで、自動車取得税は一回だけ。軽自動車税は毎年ということですよ。

○議長（後城一雄君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午後2時17分）

再開（午後2時18分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り会議を続けます。他に質疑はありませんか。

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

1点だけ確認をさせていただきたいんですが、法人住民税が減額になったのは、先ほどの説明では、国が必ず補填をするということは間違いないんですね、町が減るということはないんですね。お尋ねいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、資料の2に書いていますとおり、100%地方交付税と書いていますが、わかりません。この説明があつてはいいんですけども、計算してくるっていうのが、どうなるかわかりません。徐々にこの辺が変わってくる。もちろん税率を下げて都会から地方にということで、方針はわかるんですが、満額くるかどうかかわかりません。注意をしながら、減収分は、どうしていくのか見ていきたいと思っております。課長、補足があれば。税務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり税務課長。

○税務課長(松山昭君)

私としては、要綱で説明したとおりでしか情報はありません。以上です。

○議長(後城一雄君)

2番議員、吉永秀俊君。

○2番(吉永秀俊君)

ちなみに現在、東彼杵町に法人住民税は年間どのくらいあるのか。1件あたり10万円以下ぐらいと思うんですが、総額はどのくらいですか。

○議長(後城一雄君)

町長。

○町長(渡邊悟君)

税務課長。

○議長(後城一雄君)

町長に代わり税務課長。

○税務課長(松山昭君)

均等割と法人税割が二つありますが、年額、27年度決算ベースで2200万円の法人税です。企業数については、今、把握しておりません、すみません。

——△——△——

あとで。

○議長(後城一雄君)

それではあとでということ。他に。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後城一雄君)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第84号は、会議規則第38条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後城一雄君)

異議なしと認めます。したがって議案第84号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後城一雄君)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第84号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後城一雄君)

異議なしと認めます。したがって、議案第84号東彼杵町税条例等の一部を改正する条例は、原

案のとおり可決されました。

日程第9 議案第85号 東彼杵町龍頭泉いこいの広場の指定管理者の指定について

○議長（後城一雄君）

次に日程第9、議案第85号東彼杵町龍頭泉いこいの広場の指定管理者の指定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第85号東彼杵町龍頭泉いこいの広場の指定管理者の指定について。東彼杵町龍頭泉いこいの広場の設置及び管理に関する条例第3条の2第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称が龍頭泉いこいの広場、団体の名称が長崎市江戸町1番11号、株式会社パパスアンドママス、代表取締役 城島 薫。期間が平成29年2月1日から平成32年1月31日までと提案するものでございます。

提案の理由が、東彼杵町龍頭泉いこいの広場の指定管理者の指定をするためでございます。詳細につきましては、まちづくり課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（高月淳一郎君）

龍頭泉いこいの広場の指定管理者につきましては、公募が2回延長しまして、それでも応募はなく、条件を緩和して、町外の方も有資格ということで公募いたしました。28年10月6日から11月15日までの40日間公募いたしております。その中で応募があったのが1件でありまして、本日の議案のパパスアンドママス代表取締役、城島薫氏でございます。11月15日に申請書が提出されて、その後11月18日に知識経験者、財務精通者等によります選考委員会を開催しました。その選考委員会の中で、経営内容、そしてプレゼンテーションの中身から経営感覚を持って企画力がある。更にアウトドア総合メーカーのブランドの代理店でもあるということで、かなりの集客が見込めるということで選定となって本日の議案となっております。なお、会社概要につきましては、添付の資料のとおりでありまして、資本金が1000万円です。創業が昭和62年10月からということで、現在30年目を迎えられているところです。会社設立は平成12年9月ということです。長崎、福岡、佐賀に事業所及び店舗を持たれておりまして、総従業員40名、事業内容はアパレル系の会社となっております。以上です。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第85号は、総務厚生常任委員会に付託します。

暫時休憩します。

暫時休憩（午後 2 時 25 分）

再 開（午後 2 時 34 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り会議を続けます。

先ほど、議案第 84 号に対しての税務課長より補足説明をしていましたので、続けて補足説明をお願いいたします。

○税務課長（松山昭君）

吉永議員から質問がありました法人町民税の業者数ですが、均等割を納めた業者数が 183 です。なお、法人税割額について 2200 万円と、決算ですと言いましたけれど、法人税割 2265 万 6000 円で、均等割が 1400 万円ありますので、合計 3600 万円の法人税があることを修正して報告をいたします。以上です。

日程第 10 議案第 86 号 平成 28 年度東彼杵町一般会計補正予算(第 3 号)

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 10、議案第 86 号平成 28 年度東彼杵町一般会計補正予算(第 3 号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 86 号平成 28 年度東彼杵町一般会計補正予算(第 3 号)でございます。歳入歳出の予算の総額に、歳入歳出それぞれ 6252 万 5000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 53 億 7556 万 6000 円とするものでございます。

提案の理由といたしまして、今回の補正予算の主なものは、歳出におきまして、民生費に臨時福祉給付金、これは経済対策分でございます。この給付事業など 4838 万 4000 円、土木費に町道里一ツ石線改良事業など 1105 万 3000 円、9 月の豪雨によりましての被災箇所の災害復旧費として 800 万円、さらに人事院勧告に伴います職員給与改定の所要額も併せて計上いたしております。

歳入につきましては、特定財源として国庫支出金に 4267 万 9000 円、町債に 990 万円を計上いたしまして、一般財源といたしましては、町税の 1536 万 7000 円を計上いたしております。また、上記の臨時福祉給付金（経済対策分）給付事業については、繰越明許費の設定も併せて行っております。詳細につきましては、財政管財課長に説明させます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

町長に代わりまして主なものについて説明を加えます。なお、歳出予算中、2 節給与、3 節職員手当等、4 節共済費の補正予算のほとんどが人事院勧告に伴う補正となっておりますので、説明を

省略させていただきます。

24 ページをお願いいたします。歳出 2 款 1 項 1 目一般管理費、2 節、特別職 2 名 228 万円の減額は、副町長の不在任期間の減額でございます。7 節、清掃等人夫賃金は、役場庁舎清掃の person 賃金として 12 万円の追加。とびまして 5 目財産管理費、11 節、消耗品は、公会計導入に伴う書籍の購入及び千綿駅等の消耗品代として、食糧費は、旧大楠、音琴小校地の地元除草作業時の飲料代として、光熱水費は、廃校舎等の電気代の支払い実績が見込みより大きく上回り不足が生じるため、需用費全体で 52 万 6000 円の追加。12 節、通信運搬費の追加は、旧大楠、音琴小の電話代を当初予算に計上しておりませんでした。機械警備の電話代により両校で月額 4 万円程度を要するための追加。町有地除草作業等手数料は、太陽酒造跡地の売却時の除草作業料などとしての追加。13 節委託料と 17 節公有財産購入費は、下三根地区歩道設置工事予定地を、町道の離合箇所として整備することとなったことによる皆減でございます。戻っていただいて、16 節原材料費は、里道の地元施工の要望増に伴いまして生コン、U 字溝の購入費に不足が生じたための追加でございます。

10 目電子計算費、マイナンバープログラム改修費として当初予算に計上しておりましたけれど、国から新たな新規追加の通知があり、現予算に不足が生じたため 48 万 6000 円の追加を行っております。新たな臨時福祉給付金（経済対策分）に対応するための電算改修費として 58 万 4000 円の新規計上を行っております。13 目公共交通事業費は、町営バスのミッションギア系の修繕費の追加でございます。

とびまして 26 ページ、2 款 2 項 1 目 23 節償還金利子及び割引料は、固定資産税、土地に係る住宅用地特例漏れに係る過年度還付金 14 万 6000 円の追加でございます。

とびまして 28 ページ、3 目参議院議員通常選挙費は、総じて実績による減でございます。

29 ページ、長崎県南部海区漁業調整委員会委員選挙費の減は、選挙が無投票となったことによる減でございます。

30 ページ、3 款 1 項 1 目 28 節、国保特別会計繰出金 5 万 2000 円はマイナンバー法に係る電算システム改修費として、介護保険事業特別会計の繰出金は介護予防日常生活支援総合事業等への繰出金として計上いたしております。3 目障害福祉費、13 節委託料は、移動支援日中一時支援の事業費不足見込み額の追加でございます。20 節扶助費 894 万 4000 円の追加は、説明に記載しております各給付費の年度末までのそれぞれの見込みにより増減額を計上しております。

31 ページ、7 目 3 節職員手当等から 19 節負担金補助及び交付金は、新たな経済対策として、来年 4 月から 2.5 か月分の給付費、一人あたり 1 万 5000 円が低所得者へ給付されることとなったため、その給付金及び事務費を新規計上いたしております。23 節償還金利子及び割引料は、前年度給付金の精算返還金として計上いたしております。

32 ページ、3 目環境衛生費、15 節工事請負費 146 万 6000 円の減は、工法変更及び入札執行残による減額でございます。28 節簡易水道事業特別会計の繰出金は、人事院勧告による人件費、事務費分の追加として計上いたしております。

とびまして 34 ページをお願いいたします。6 款 1 項 3 目農業振興費、19 節、構造改善加速化支援事業補助金の減は、乗用型田植え機導入事業、HK 型菊ハウス整備事業の取り下げにより 1274 万 3000 円を減額いたしまして、新たに集落営農組合へ対する米乾燥調整施設整備費 334 万 8000 円を追加しまして、合計で 939 万 5000 円の減となっています。機構集積協力金は、農地集約のため経

営を縮小する協力者5名に対する協力金の新規計上でございます。5目農村環境改善センター費、11節、屋上防水破損箇所の部分修繕を行う予定で50万円を予算計上しておりましたけれども、部分修繕では雨漏りの可能性がなお残るため修繕費を減額いたしまして、15節工事請負費に130万円を新規計上いたしております。戻っていただいて13節委託料、センターの夜間開館を週4日から週6日に変更したことで、管理委託料28万9000円の追加でございます。

とびまして36ページ、6款3項3目水産物供給基盤機能保全事業費、22節は、里地区臨港道路保全工事に係る公損保証金の確定により85万8000円の減額を行っております。

とびまして38ページ、8款2項1目道路橋梁総務費、9節普通旅費の追加は、大野原高原線未買収地に係る用地交渉のための追加。2目道路橋梁維持・新設改良費、15節工事請負費、ゾーン30整備費及び橋梁補修工事の入札執行により、併せて300万円の執行残が出ましたので、来年度に予定をしておりました13節橋梁点検業務10橋分を本年度に前倒しするため300万円の委託料の追加を行っております。17節公有財産購入費は、町道上三根線の離合箇所用地として13万円の追加を行っております。

とびまして40ページ、8款3項1目15節工事請負費は、山田川浚渫工事費として新規計上いたしております。

とびまして42ページ、8款7項3目13節委託料は、防衛施設局との協議の結果、設計根拠となる山頭池、四川内池に流入、流出する濁水の濁度及び流度分析が必要となったため、調査費を新規計上いたしております。

43ページ、8款8項1目15節工事請負費は、9月定例議会において議決をいただきました補正予算第2号で減額しました町道里一ツ石線改良事業に係る起債割当の第2次追加募集が行われる予定のため、再度の工事費の追加を行っております。一度減額したものを元に戻しております。

とびまして45ページ、10款2項小学校費になりますけれども、18節備品購入費追加は、彼杵小学校の平成19年3月購入の牛乳保管庫が経年劣化により冷却不能となったため、新規購入費の追加となっております。

46ページ、3項中学校費、11節、修繕費の減は、彼杵中学校校舎ベランダ防水修繕費を当初予算に計上しておりましたけれども、再度調査した結果、修繕面積がさらに拡大することが判明し、再計画が必要となったための皆減でございます。15節工事請負費は、千綿中学校のパソコン室及び音楽室の照明器具が経年劣化により安定器の油漏れが発生し使用不能となったため、LED照明の取替え工事の新規計上でございます。

47ページ、4目文化ホール費の追加は、県高校文化祭の貸し管理に数名のオペレーターが必要となり、支出が増大したことにより今後の予約状況から委託費の不足が生じる見込みのため85万円の追加でございます。

とびまして49ページ、11款1項3目28年農地等災害復旧事業費、15節工事請負費は、9月28日に発生しました豪雨災害により農地6箇所、農道施設1箇所の農地等災害復旧費として合計で800万円を追加計上いたしております。

戻っていただいて10ページ、歳入1款1項1目、個人住民税及び11ページ、2項固定資産税は、いずれも年度末までの収納実績見込みにより、住民税は1340万7000円、固定資産税は196万円追加を行っております。

12 ページ、9 款 1 項 1 目国有提供施設等所在市町村助成交付金並びに 13 ページ、1 目地方特例交付金は、いずれも交付額確定による減額です。

14 ページ、11 款 1 項 1 目地方交付税、3 万 6000 円を今回補正の財源として普通交付税を追加計上いたしております。補正後の財源、留保財源は 74 万 9000 円となります。

15 ページ、13 款 1 項 3 目 1 節、平成 28 年農地等災害復旧費地元負担金として、工事費 800 万円の県補助残額 25%、200 万円の 3 割 60 万円を追加計上いたしております。

16 ページ、15 款 1 項 1 目 3 節社会福祉費負担金は、歳出、障害福祉費で説明しました補装具給付費を含む障害自立支援給付費の支出額の 2 分の 1 と、同じく障害児通所給付費の 2 分の 1、合わせて 447 万 2000 円を追加計上いたしております。

17 ページ、2 項 1 目総務費国庫補助金は、マイナンバー法に係る新たな通知に対応するための電算改修費に対する国庫補助金として 41 万 4000 円を追加計上いたしております。2 目民生費国庫補助金、1 節、地域生活支援事業費補助金追加は、移動支援事業等の年度末までの給付見込みの額の 2 分の 1 として 43 万 3000 円の追加、3 節臨時福祉給付金補助金は、前年度給付事務費の不足額に対する追加補助金として 16 万 2000 円を追加。新たな経済対策分の新規給付費として、一人 1 万 5000 円の 2,300 人分で全額で 3450 万円、同じく事務費を 269 万 8000 円を新規計上いたしております。5 目土木費国庫補助金、2 節、橋梁補修事業交付金は、工事費 200 万円の減額に対する 3 分の 2 の 130 万円の減額。道路改築事業交付金は、ゾーン 30 工事費 100 万円の減額に対する 3 分の 2 の 65 万円の減額。橋梁点検事業交付金は、工事費 300 万円の 3 分の 2 の 195 万円の追加です。

18 ページ、16 款 1 項 1 目、それぞれの給付の 4 分の 1 を合わせて 223 万 6000 円の追加を行っております。

19 ページ、16 款 2 項 2 目民生費県補助金は、給付金の 2 分の 1 として 21 万 6000 円の追加。4 目農林水産業費県補助金、1 節、構造改善加速化支援事業補助金は、乗用型田植え機導入事業及び菊ハウス整備事業取り下げによる 980 万 3000 円の減額と、新規事業の米調整乾燥機事業費の 3 分の 1、257 万 5000 円の追加、合わせて 722 万 8000 円の減額を行っております。農地集積・集約化対策事業による機構修正協力 101 万円の全額を計上いたしております。7 目災害復旧事業費県補助金は、豪雨災害による農地等災害復旧事業費 800 万円の 75%の 600 万円を追加しております。

20 ページ、16 款 3 項 1 目総務費県委託金は、それぞれの選挙実績による委託金、合わせて 410 万 2000 円の減額を行っております。

21 ページ、19 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金は、個人住民税との歳入見込みの増によりまして、400 万円の繰入の減を行っております。

22 ページ、22 款 1 項町債、1 目土木債及び 6 目災害復旧債は、現時点の事業に基づく起債額をそれぞれ計上いたしております。

戻っていただいて 5 ページ第 2 表、臨時福祉給付金（経済対策分）給付事業は、年度内にその支出を終わらない見込みのため、給付費及び事務費合わせて 3661 万 4000 円の繰越明許費の設定をお願いするものです。

6 ページ第 3 表、9 月定例議会補正予算第 2 号において、本年度 12 月から 3 年間指定する龍頭泉いこいの広場指定管理業務委託料の平成 29 年度から平成 31 年度までの債務の限度額を定めるための債務負担補正の議決をいただいておりますけれども、事業開始時期が二月遅れとなり、最終年

度の負担額を 272 万円から 340 万円へ 68 万円増額し、限度額の合計額を 1088 万円から 1156 万円へ限度額の変更をお願いするものでございます。

7 ページ第 4 表、町道里一ツ石線改良事業に係る辺地債の第 2 次追加募集によりまして、限度額が 850 万円増額し、限度額を 3900 万円から 4750 万円に。現年補助災害復旧事業は、農地豪雨等 7 箇所にて農災害の限度額を 840 万円から 980 万円とする補正を行っております。なお、起債の方法、利率、償還方法の変更はありません。

戻っていただいて、1 ページから 4 ページまでの第 1 表及び 50 ページから 51 ページの給与費明細書は、ただいま説明しました金額の積み上げですので説明を省略いたします。以上説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（後城一雄君）

これから、質疑を行います。

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

38 ページの 4 目の大野原高原線のことで、予算には直接関係ないですが、先般、補正で事業費の減額がありました。そういった中で現在の進捗状況として、大楠小学校から下と、谷口から国道まで出る区間の工事の設計とか、地権者の皆さんとの内々の話といたしますか、水面下の話とか、そういったところの、どの程度進捗しているのか。この間、地元の方と谷口から国道まで出るのを聞いたところ、3 月ぐらいには説明会を一回すると言いながら説明会もないと。それから私の一般質問の時には、6 月ぐらいには地元説明会をすと言いながらなかなか実施がなされていないというのは、何かの原因があるのではなかろうかと危惧をしております。現段階で、どの程度の進捗状況になっているのかお尋ねをします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

建設課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（岡木徳人君）

まず、谷口から町道の川内線の入り口までの新設の路線ですが、現在、国道橋の拡幅に係る設計につきまして国道管理者との協議をいたしております。併せて設計委託等も並行して進めております。地権者につきましては、これまでと同様事業に対して理解をいただくように、個別に説明をしている部分もありますけれども、まだ交渉の途中でありますので個別の事案については説明を差し控えさせていただきたいと思っております。

それから、大楠小学校から中尾本線改良事業になりますけれども、ここにつきましては、現在、昨年に続く箇所の工事を既に発注いたしております。並行して彼杵川を渡る橋梁の詳細設計で、設計業務を併行して行っております。用地の確保で残っている部分については、必要な調査、それから地権者への調査業務を含めての説明を行っておりますが、個別案件になりますので、内容の詳細については差し控えさせていただきたいと思っております。

工事の進捗は、まだ、道路床が主でございますけれども、40%弱の進捗でございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

中尾本線の件はわかりました。ところで、谷口から国道まで出る分の諸々設計とか調査中とかありますけれども、見通しとして今年度3月いっぱいまでに地権者の皆さん方と説明ができるものなのか、来年度にずれ込むものなのか確認をさせていただきたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今の予算で、さっき課長が言いましたように、国道34号線の取り付け、これが心配していました。国道の樋口橋、あれまで拡幅になるんじゃないかと心配していましたが、今の法面だけでなんとかできそうですので、国交省と打ち合わせをして、1週間ぐらい前に担当から報告がありまして、費用も最小限ですむようになるということで確認をいただきました。用地買収は、来年度の予算になります。あと、路線を確定しなければなりません。橋梁の設計等は終わっておりますので、谷口側の方の橋は終わっておりますので、あとは用地買収が来年全面的にいけば着工できるかと思っております。なかなか、取り付けの方が今、立てこんでおりまして遅れている状況でございます。今のところ反対もないんですけれども、心配なのは谷口側の方の残地補償あたりが、水田の真ん中を横切るものですから、残った残地補償あたりがどうなるかということで、課長を含めていろんな協議をやっております。順調にそこがいけば問題ないかと思っております。

○議長（後城一雄君）

他に質疑がありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

ただいま議題となっております議案第86号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第11 議案第87号 平成28年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第88号 平成28年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第13 議案第89号 平成28年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（後城一雄君）

次に、日程第11、議案第87号平成28年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、日程第12、議案第88号平成28年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、日程第13、議案第89号平成28年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。以上3議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第87号平成28年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1215万3000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の

総額をそれぞれ 15 億 4095 万 3000 円とするものでございます。

提案の理由といたしましては、歳出の保険給付費に、医療費の増加によりまして一般被保険者の療養費 36 万 3000 円、高額療養費 410 万 6000 円を計上しております。それに伴いますところの高額医療費共同事業拠出金に 745 万 1000 円を追加いたしております。その他、社会保障・税番号制システム整備委託料、給与改定等による人件費、特定健診保健指導のための時間外手当等を追加計上いたしております。財源といたしましては、国民健康保険税と前年度繰越金、諸収入を追加計上しております。詳細につきましては、健康ほけん課長から説明をさせます。

次に、議案第 88 号平成 28 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 31 万 5000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9 億 2332 万 2000 円とするものでございます。

提案の理由といたしましては、今回の補正予算は、歳出では低所得者負担額軽減措置補助金及び第 7 期介護保険事業計画に係るアンケート調査に関する経費として総務費に 31 万 3000 円を追加計上いたしております。また、介護予防・日常生活支援総合事業を来年 1 月から開始するにあたり、保険給付費から地域支援事業費へ 600 万円を科目更正をいたしております。なお、補正の財源といたしまして、国庫支出金のほか、一般会計繰入金 20 万 1000 円、前年度繰越金 21 万 2000 円を計上いたしております。詳細につきましては、健康ほけん課長から説明をさせます。

次に、議案第 89 号平成 28 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 29 万 7000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9929 万 7000 円とするものでございます。

提案の理由といたしましては、健康診査委託料の増額が見込まれるため、歳入歳出それぞれに所要額を追加計上いたしております。詳細につきましては、健康ほけん課長から説明をさせます。いずれも慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。健康ほけん課長。健康ほけん課次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり健康ほけん課次長。

○健康ほけん課次長（構浩光君）

議案第 87 号平成 28 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、町長に代わりまして説明いたします。

予算書、歳出 9 ページをお願いいたします。1 款 1 項 1 目一般管理費につきまして、5 万 2000 円の増額につきましては、13 節委託料の社会保障・税番号制導入に伴うシステム整備委託料の追加であります。

11 ページをお願いいたします。2 款 1 項 3 目一般被保険者療養費につきましては、4 月から 11 月までの支払い実績により、不足が見込まれるため 36 万 3000 円を増額補正計上しております。

12 ページをお願いいたします。2 款 2 項 1 目一般被保険者高額療養費につきましては、4 月から 11 月までの支払い実績により、不足が見込まれるため 410 万 6000 円を増額計上しています。

13 ページをお願いいたします。7 款 1 項 1 目高額医療費共同事業拠出金 745 万 1000 円の増額は、拠出金の額の見込みが増により補正を行うものでございます。

15 ページをお願いいたします。8 款 2 項 2 目疾病予防費 3 万円の増額につきましては、給与改定によるものであります。

戻っていただいて 5 ページをお願いいたします。歳入 1 款 1 項 1 目一般被保険者保険税 348 万円の追加補正であります。最終収入額を見込み追加の補正を行うものでございます。

6 ページをお願いいたします。9 款 2 項 1 目一般会計繰入金につきましては、歳出で説明しました社会保障・税番号制の導入に伴うシステム整備委託料 5 万 2000 円を追加計上しました。

7 ページをお願いいたします。10 款 1 項 1 目繰越金 852 万 1000 円の追加補正であります。今回の補正の財源とするため留保しておりました繰越金を追加補正するものであります。

8 ページをお願いいたします。11 款 4 項 6 目 1 節雑入 10 万円の追加補正であります。職員が徴収滞納研修に参加したことにより、補助金をして追加補正するものであります。

戻っていただいて 1 ページ、2 ページの第 1 表及び 3 ページ、4 ページの事項別明細書につきましては、これまでの説明の積み上げですので説明を省略させていただきます。以上説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（西坂孝良君）

続きまして議案第 88 号を町長に代わりまして説明をいたします。

まず、説明の前に、正誤表を配付しておりましたけれども、10 ページの歳入の 7 款 1 項 7 目の、目の名称でございますけれども、こここのところの 7、介護予防事業・日常生活支援総合事業交付金となっておりますけれども、ここを介護予防事業・日常生活支援総合事業繰入金に訂正をお願いいたします。訂正してお詫びを申し上げます。

それでは、議案第 88 号をご説明いたします。12 ページの歳出をお願いいたします。1 款 1 項 1 目の一般管理費、19 節負担金補助及び交付金につきましては、介護事業所が、低所得等のサービス利用者に対しまして、利用者負担額を軽減した場合に、その一部を助成する制度でございますが、前年度実績等を勘案し、15 万円を追加計上をお願いするものでございます。

次に 13 ページをお願いいたします。1 款 3 項 2 目認定調査等費、2 節給料及び 3 節の職員手当等につきましては、給与改定に伴う嘱託職員 1 名分を追加計上するものでございます。

14 ページをお願いいたします。1 款 5 項 1 目計画策定委員会費につきましては、第 7 期の介護保険計画のためのアンケート調査に係る印刷製本費並びに当初計上をしておりませんでしたケアマネージャーによる対面アンケートを計画したため、アンケート調査委託料に不足が見込まれ、合わせて需用費 1 万 2000 円と、委託料 12 万 5000 円を計上するものでございます。

15 ページをお願いいたします。2 款 1 項 1 目居宅介護サービス給付費、3 目地域密着型介護サービス給付費につきましては、居宅介護サービス給付費の範疇でありました 18 人以下の小規模通所介護サービスが、平成 28 年 4 月から県から町へ権限が移譲されまして、地域密着型に位置づけられましたことによります予算科目の更正が必要となったために、1 目から 3 目へ 4000 万円を科目更正をいたしましたものでございます。

16 ページをお願いいたします。16 ページから 20 ページの地域支援事業までは総じて説明をいたしますと、9 月定例議会で、全員協議会で説明をいたしました介護予防日常生活支援総合事業が平

成 29 年 1 月からスタートすることに伴いまして、関係する訪問介護、通所介護及び介護予防サービス計画給付費等を総合事業の科目へ更正するものでございます。

それぞれの項目に従って説明をします。16 ページの 2 款 2 項 1 目介護予防サービス給付費 19 節負担金補助及び交付金につきましては、訪問介護及び通所介護に係る 1 月以降分として 490 万円を減額し、総合事業へ更正しました。2 款 2 項 7 目介護予防サービス計画給付費 19 節も、同理由によりまして 108 万円を減額し、総合事業へ更正をいたしました。

17 ページをお願いいたします。2 款 3 項 1 目審査支払手数料、12 節役務費につきましても、同理由によりまして 2 万円を減額し、総合事業へ更正をいたしました。

18 ページをお願いいたします。5 款 1 項介護予防事業、1 目二次予防事業費、2 目一次予防事業につきましても、同理由によりましてそれぞれ 124 万円、並びに 96 万円を減額し、総合事業へ更正をしたものでございます。

19 ページをお願いいたします。19 ページから 20 ページにかかりますけれども、5 款 1 項 4 目介護予防事業・日常生活支援総合事業費と、5 目の審査支払手数料の目を新たに設けて 1 月から 3 月までの必要予算を、保険給付費及び一次、並びに二次予防事業費から科目更正したものでございます。

21 ページをお願いいたします。7 款 1 項 1 目償還金、23 節償還金利子及び割引料につきましては、前年度介護給付費財政政調整交付金の精算の結果、返還金が生じたので 2000 円を追加計上しました。

戻りまして 5 ページの歳入をお願いいたします。3 款 1 項 1 目国庫の介護給付費負担金につきましては、歳出で説明をいたしました総合事業への移行に伴います地域予防サービス給付費及び介護予防サービス計画給付費、審査支払手数料の 20%分として 120 万円を減額をいたしました。

6 ページをお願いいたします。3 款 2 項 1 目国庫補助金、調整交付金につきましては、歳出で説明しました総合事業への移行に伴う給付費等の 8.5%分 51 万円を減額をいたしました。2 目地域支援介護予防事業交付金につきましては、同じく総合事業への移行に伴う一次、二次予防事業費の 25%分 55 万円を減額しています。5 目介護予防事業・日常生活支援総合事業交付金につきましては、総合事業の移行に伴って新たに目を新設したものです。地域予防事業費の 25%分 205 万円を計上いたしております。

7 ページをお願いいたします。4 款 1 項 1 目支払基金交付金、介護給付費交付金につきましては、歳出で説明をいたしました総合事業への移行に伴います給付費等の 28%分 168 万円を減額しました。2 目地域支援事業支援交付金につきましては、移行に伴い同額 168 万円を追加計上したものでございます。

8 ページをお願いいたします。5 款 1 項 1 目県負担金、介護給付費負担金につきましては、歳出で説明をいたしました総合事業への移行に伴います給付費等の 12.5%として 75 万円を減額をいたしました。

9 ページをお願いいたします。5 款 3 項 1 目県補助金、地域支援介護予防事業交付金につきましては、歳出で説明をいたしました総合事業への移行に伴う地域支援事業費の 12.5%分として 27 万 5000 円を減額計上をしております。3 目低所得者特別対策事業費補助金につきましては、実績見込み増に伴いまして、追加事業の 4 分の 3 の 11 万 2000 円を追加計上をしております。4 目介護予防

事業・日常生活支援総合事業交付金につきましては、総合事業の移行に伴いまして新たに目を新設したものです。地域予防事業費の12.5%102万5000円を計上をいたしております。

10ページをお願いいたします。7款1項1目の繰入金、介護給付費繰入金につきましては、総合事業への移行に伴う給付費等の12.5%分として75万円を減額しております。2目地域支援介護予防事業繰入金につきましては、同じく、総合事業への移行に伴う地域支援事業の12.5%分として27万5000円を減額しました。5目その他一般会計繰入金につきましては、低所得者特別対策事業費補助金に係る法定繰入分及びアンケート調査追加に係る分、合わせて20万1000円を追加計上をいたしております。7目介護予防事業・日常生活支援総合事業、繰入金につきましては、総合事業移行に伴う新たに目を新設したものです。地域予防事業サービス費等の12.5%分102万5000円を計上をいたしております。

11ページをお願いいたします。8款1項1目繰越金につきましては、総合事業への移行に伴い、事業費が不足する分を繰越金を充当するもので、21万2000円を計上をいたしております。

戻りまして1ページから4ページにつきましては、ただいまの補正の積み上げでございますので、説明を省略させていただきます。また、末尾の給与明細につきましても、説明を省略させていただきます。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

健康ほけん次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり健康ほけん次長。

○健康ほけん課次長（構浩光君）

議案第89号平成28年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、町長に代わり説明させていただきます。

予算書歳出6ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費の13節委託料は、当初550人の健康診査受診者を見込んでおりましたが、現在574人の受診となっております。今回33人分の29万7000円を追加計上しました。

戻っていただいて歳入5ページをお願いいたします。6款5項4目雑入につきましては、健康診査委託料として、全額広域連合から交付されます。歳出で説明しましたとおり、受診者の増により29万7000円を追加計上しました。

戻っていただいて1ページ、2ページの第1表及び3ページ、4ページの事項別明細書は、これまでの補正の積み上げでございますので、説明を省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（後城一雄君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は先に議案番号をお知らせください。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 87 号、議案第 88 号は、総務厚生常任委員会に付託します。次に、お諮りします。

議案第 89 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって議案第 89 号は委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第 89 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって議案第 89 号平成 28 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 90 号 平成 28 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 15 議案第 91 号 平成 28 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 14、議案第 90 号平成 28 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 15、議案第 91 号平成 28 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）。以上 2 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 90 号平成 28 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1 億 4306 万 5000 円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 6 億 8577 万 8000 円とするものでございます。

提案の理由といたしましては、歳出につきましては、業務費では職員の給与改定等によりまして 22 万 7000 円、給水費の修繕費 200 万円を追加計上し、委託料 66 万 8000 円を減額しております。また、建設改良費 1400 万円、統合簡易水道事業費 4468 万 3000 円、彼杵簡易水道基幹改良事業費 3967 万円、千綿簡易水道基幹改良事業費 2679 万円、太ノ浦簡易水道基幹改良事業費 1948 万 1000 円を実績見込みによりそれぞれ減額をいたしております。

財源といたしましては、前年度繰越金の 990 万 7000 円を追加計上し、国庫支出金 4712 万 4000 円、繰入金 764 万 8000 円、町債が 9120 万円、雑入 700 万円をそれぞれ減額しております。詳細につきましては水道課長から説明をさせます。

次に、議案第 91 号平成 28 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）でございま

す。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 493 万 1000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 3563 万 1000 円とするものでございます。

提案の理由は、歳出につきましては、職員の給与改定等によります人件費 9 万 7000 円を追加いたしまして、工事請負費に 30 万円追加、また、施設費の人件費 16 万 1000 円を追加いたしまして、工事費に 437 万 3000 円を追加計上いたしております。

歳入につきましては、繰越金 137 万 2000 円、消費税還付金 355 万 9000 円を追加計上いたしております。詳細につきましては、水道課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。水道課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（山口大二郎君）

町長に代わり説明いたします。議案第 90 号平成 28 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）から説明します。

12 ページをお願いいたします。歳出 1 款 1 項 1 目一般管理費につきましては、職員の人事異動及び給与改定に伴う人件費及び 13 節委託費につきましては、資産整理の年度実績による実績でございます。人件費につきましては、9 月の人事異動で改定を見送っていたしましたので合わせての改定であります。

13 ページをお願いいたします。1 款 2 項 1 目、需用費の修繕費につきましては、今年度 10 月までの修繕費約 53%の実績でございます。見込まれる老朽化した流量計の取替えに、これは中尾地区の流量計の取替えを予定しておりますが、200 万円の計上をいたしております。

14 ページをお願いいたします。2 款 1 項 1 目建設改良費につきましては、これは千綿地区の公共下水道事業に伴う水道管の布設替え工事であります。今月末の竣工を目指しております。1400 万円の減額を計上しております。2 目統合簡易水道事業の 15 節の工事請負費、実施の工事は 8 工事。管渠工事及びポンプ施設等 8 工事の内容でございます。実施見込みで、完了の目標を来年 2 月中旬を目指しております。現在、5 工事が竣工してございまして、これに伴う減額 4468 万 3000 円の減額でございます。2 款 1 項 3 目基幹改良事業の彼杵地区でございます。11 節、12 節の需用費、役務費につきましては、実績見込みの減額でございます。工事請負費につきましては、2 工事の実績見込みの減額でありまして、3967 万円の減額を計上しております。2 款 1 項 4 目千綿地区の基幹改良事業、11 節、12 節の実績見込みの減額及び工事請負費につきましては、2 工事分の実績。こちらは 11 月の下旬に完了をしております。完了実績として 2679 万円の減額でございます。最後に 2 款 1 項 5 目の太ノ浦簡易水道基幹改良事業でございますが、11 節、12 節の実績見込みの減額及び工事請負費につきましては、1 工事の区間延長 499m、こちらを 10 月下旬に完了しております。1948 万 1000 円の減額です。

6 ページをお願いいたします。歳入 2 款 1 項 1 目簡易水道費国庫負担金、交付決定により 4712 万 4000 円を減額しております。当初内示が 50.12%でしたので 4712 万 4000 円の減額をしております。

7 ページをお願いいたします。7 款 1 項 1 目一般会計繰入金の事務費分繰入金 22 万 7000 円の増

額でございます。

8 ページをお願いいたします。7 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金、事業費における財政調整繰入金の減額として 787 万 5000 円の減額を計上しております。

9 ページをお願いいたします。8 款 1 項 1 目繰越金につきましては、前年度の繰越金 990 万 7000 円を計上しております。

10 ページをお願いいたします。9 款 2 項 3 目雑入につきましては、公共下水道工事の補償費につきまして、実績見込みの 700 万円の減額でございます。

11 ページをお願いいたします。10 款 1 項 1 目水道事業債につきましては、統合事業、彼杵、千綿、太ノ浦の基幹改良事業及び公営企業適用債における資産整理におきまして簡易水道事業債 8600 万円及び太ノ浦基幹改良事業における辺地対策事業債の減額、520 万円を合わせまして 9120 万円の減額でございます。

戻りまして 3 ページをお願いいたします。第 2 表地方債補正、限度額を 3 億 8820 万円から 2 億 9700 万円にするものでございます。償還方法、利率等については変更ございません。その他 1 ページから 2 ページ、4 ページから 5 ページは説明の積上げでございます。説明を省略させていただきます。以上で終わります。

続きまして、議案第 91 号の説明をさせていただきます。28 年度東彼杵町公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）です。歳出の方の 7 ページお開きください。一般管理費の 2 節から 4 節共済費につきましては、給与改定に伴う人件費の増額 9 万 7000 円でございます。

8 ページをお願いいたします。1 款 2 項 1 目の運営費につきましては、工事請負費における新規の公共枡の設置箇所、当初予算では 5 箇所計上しておりましたが、新規の申請箇所が追加となりまして、2 箇所分の 30 万円を追加計上しております。

9 ページをお願いいたします。2 款 1 項 1 目施設費につきまして 2 節から 4 節は、こちらも給与改定に伴う人件費を増額をしております。15 節工事請負費につきましては、管渠の工事費における舗装工事の実施を最終の調整としたいと思っております。4373 万円の増額計上をしております。

歳入 5 ページに戻っていただいて、5 款 1 項 1 目繰越金につきましては、前年度の繰越金 137 万 2000 円を計上をしております。

6 ページ 6 款 3 項 3 目諸収入につきまして、消費税還付金 355 万 9000 円を計上しております。1 ページから 4 ページ、説明の積上げでございます。説明を省略させていただきます。以上で終わります。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は先に議案番号をお知らせください。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 90 号は、産業建設文教常任委員会に付託します。

次に、お諮りします。

議案第 91 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって議案第 91 号は、委員会付託を省略することに決定しました。
これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから、議案第 91 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって議案第 91 号平成 28 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 16 発議第 3 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 16、発議第 3 号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を議題とします。局長に発議を朗読させます。

（局長 朗読）

○議長（後城一雄君）

それでは次に、本案について提出者の説明を求めます。
前田議会運営委員長。

○議会運営委員長（前田修一君）

提出の理由をご説明いたします。

現在、全国の町村議会が抱えている問題のひとつとして、地方議会の重要性が論じられる中、町村議会では、議員のなり手不足が深刻化していることである。住民の代表として、議会がこれまで以上にまちづくりにしっかり関わっていくためには、幅広い層の世代の方々が議員をやろうと思うような環境作りを行っていかねばならないと考える。そのためには、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることで、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えるため、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備の実現を強く要望するものである。

○議長（後城一雄君）

これから、提出者に対する質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで提出者に対する質疑を終わります。
お諮りします。

発議第 3 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって発議第3号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、発議第3号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

なお、この意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣に送付することにいたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れ様でした。

散 会（午後3時39分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

平成 29 年 9 月 14 日

議 長 後城 一雄

署名議員 口木 俊二

署名議員 吉永 秀俊